

平成21年第3回（8月）定例会

県央県南広域環境組合  
議会 会議録

## 平成21年 第3回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成21年8月18日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成21年第3回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 酒井 美代子	2 番 島田 一徳	3 番 松永 隆志
4 番 西田 京子	5 番 西口 雪夫	6 番 牟田 央
7 番 松本 正則	8 番 柴田 安宣	9 番 町田 誠
10 番 酒井 八洲仁	11 番 小嶋 光明	12 番 永尾 邦忠
13 番 並川 和則		

2 説明のために出席した者は、次のとおりである。

管 理 者 宮本 明雄	副管理者 横田 修一郎	副管理者 奥村 慎太郎
副管理者 松島 世佳	代表監査委員 本村 三郎	
事務局長 金原 憲昭	総務課長 今里 良二	施設課長 横田 秀男
施設課長補佐 田中 金大	施設課長補佐 村山 岩穂	参事補兼運行係長 大石 講二
管理係長 土井 勝好	施設維持係長 杉本 克也	総務課職員 内村 健介
施設課職員 岩本 久志	施設課職員 本田 貴也	施設課職員 宮崎 信一

3 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書記長 森 祐作 書 記 山田 圭二 書 記 瀨崎 和也

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	副議長の選挙について
日程第2	議席の指定について
日程第3	会議録署名議員の指名について
日程第4	会期の決定について
日程第5	議会運営委員会委員の選任について
日程第6	一般質問

- 日程第 7 議案第 7 号 平成 20 年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 決議案第 2 号 県央県南クリーンセンターごみ処理施設の調査に関する決議

## ○議長（並川和則君）

皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成21年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は13名、全員でございます。定足数に達しております。今期定例会に説明員の出席も求めていますので、ご報告をいたします。

この際、議長より傍聴人の方にもお願いでございますが、傍聴入口にも提示しておりますように、組合議会傍聴規則のとおり、静粛にひとつ傍聴していただきたいと思っておりますとともに、携帯等のほうもマナーモード等に切りかえていただければありがたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

議事に先立ちまして、島原市から選出されておりました馬渡議員、松本議員の組合議員辞職に伴いましての新たに組合議員となられた方を紹介いたします。

では、座らせていただいて進めさせていただきたいと思っております。

では、紹介をさせていただきたいと思っております。島原市議会議員、酒井美代子議員、同じく島田一徳議員でございます。よろしくお願ひします。

議事の進行上、仮議席を指定いたしております。ただいまご着席の席を仮議席といたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許可したいと思います。管理者。

## ○管理者（宮本明雄君）

おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成21年県央県南広域環境組合第3回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、また暑い中をご出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

現在、本施設のごみ処理状況に関しましては、一昨年の改善改良工事以降、順調に推移をしておりましたけれども、5月以降ガスエンジンのトラブルや炉内の水漏れなどが発生し、ごみピット高も上がっている状況でございます。裁判にも関連をいたしますが、改善改良工事後の処理状況から考えますと、本来の性能が満たされていないのではないかという疑念を持っておりますし、当初から指摘を続けておりますガス、電気など、用役の削減への取り組みも十分な成果が見えないということから、コスト面の性能におきましても完全なものではないというふうに思っているところでございます。ごみ処理の停滞は257,000人の住民の生活に大きく影響を及ぼしますことから、JFEに対しまして早急な対応を強く求めているところでございます。あわせ

まして、構成市住民の生活に支障を来すことがないように、引き続き安全、安定的な処理を念頭に置き取り組んでまいり所存でございます。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案でございますけれども、議案第7号「平成20年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の1件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、私からのごあいさつとさせていただきます。

本日は誠ににお疲れさまでございます。

#### ○議長（並川和則君）

次に、事務局から発言を求められておりますので、この際、許可したいと思っております。事務局長。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

それでは、事業の進捗等につきまして、ご説明を申し上げたいと思っております。

お手元に配付をいたしておりますA4判1枚紙、事業報告関連資料をご覧くださいと思います。

20年度のごみ処理状況でございますが、年間のごみ搬入量が80,426t、1日当たり約220tの搬入量、処理量は81,591tで、1日当たり約223tとなっております。若干処理量が上回っている状況でございます。19年度と比較した場合、搬入量は2,246t、処理量は4,162tの減となっております。搬入量の減につきましては、構成4市におきますごみ減量の推進の成果、また、昨年は古紙等の紙類が高値で取引されたことも搬入量の減に関係しているのではないかと考えております。処理量の減につきましても搬入量の減と関連してまいりますけれども、計画的な2炉運転が年間を通じて実施できております。また、6月の臨時議会でもご報告、ご説明したところでございますけれども、5月、6月に本施設のガスエンジンの燃料でございます精製ガス設備のトラブル、また炉内の水漏れ、8月にも酸素を製造いたしますPSAなどのトラブルが発生し、補修期間中の炉停止、処理量の低下、液体酸素の一時的な使用などを余儀なくされております。これらのことにつきましては、19年度の改善改良工事によりまして、約1年半にわたりまして安定的な2炉運転で1日当たり200t以上の処理を継続し、ピット高も10m以下を維持し、受け入れにも支障を来すことがない状況でございましたので、私どもにも安心感があつたことを反省いたしております。また、今後このようなことがないように、JFEに対しては厳しく申し入れを行ったところでございます。

運転につきましては、JFEと連携しながら安全運転、またさらなる経費の削減、効率的な運転を強く求めているところでございます。

なお、本日現在のピットの状況は、ごみ残量が3,374t、ピットの高さが平均して14.6mとなっておりまして、今後の推移が若干気になるところでございます。

次に、余熱利用施設のこの温水センターについてでございますが、平成20年度延べ101,867名の利用者、営業日当たりで換算いたしますと、1日平均340名の利用という状況でございます。19年度が約104,000名でございますので、約2,300名ほど利用者が減っている状況でございますが、指定管理者の株式会社協栄に対しまして強く求めてまいりました経費削減の成果があったものと思っておりますけれども、収支につきましては約89万円の赤字という結果となった次第でございます。

組合と指定管理者との協定に基づきます補填と申しますか、18年度と19年度がそれぞれ500万円、300万円の補填をいたしておりますけれども、20年度は補填するまでに至らなかったということでございます。社会情勢も非常に厳しい中、また本施設から約3キロ程度のところに天然温泉施設がこの3月にオープンいたしております。そういったところの影響も今後うかがえますが、さらなる経営の安定、経費の削減、また新規のお客様をつくるための企画立案などを求めているところでございます。

以上、簡単でございますが、事業の状況等の報告とさせていただきます。

**○議長（並川和則君）**

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。別室を用意しておりますので、そちらの方に移動をお願いしたいと思います。

（午前10時11分 休憩）

（午前10時21分 再開）

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第1「副議長の選挙について」を議題といたします。

これより副議長選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

**○議長（並川和則君）**

ただいまの出席議員は13名であります。投票用紙の配付をお願いします。

（投票用紙配付）

**○議長（並川和則君）**

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長（並川和則君）

異状なしと認めます。

これより投票に入りますが、投票は単記無記名であります。白票及び他事記載は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いしたいと思います。

点呼を命じます。

○書記長（森 祐作君）

点呼をさせていただきます。投票のほうよろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

酒井 美代子議員

永尾 邦忠 議員

島田 一徳 議員

松永 隆志 議員

西田 京子 議員

西口 雪夫 議員

牟田 央 議員

松本 正則 議員

柴田 安宣 議員

酒井 八洲仁議員

小嶋 光明 議員

並川 和則 議長

○議長（並川和則君）

投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（並川和則君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（並川和則君）

ただいまから開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に松本議員及び柴田議員を指名いたします。両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（並川和則君）

それでは、開票結果をご報告いたします。

投票総数 13 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち、

有効投票 13 票

無効投票 0 票

有効投票中

永尾邦忠議員 11 票

酒井美代子議員 1 票

島田一徳議員 1 票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票でありますので、よって、永尾議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました永尾議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項により告知いたします。副議長就任の承諾及びあいさつをお願いしたいと思います。

#### ○副議長（永尾邦忠君）

一言あいさつを申し上げます。ただいま議員皆様のご推挙を得まして、県央県南広域環境組合議会副議長の要職に就任することになりました。誠に光栄に存じます。深く感謝を申し上げる次第でございます。微力ではございますが、構成市住民の負託にこたえ、議長のもと、相助け合い、議会運営の万全を期してまいりたいと思います。

議員の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げまして、就任のあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（並川和則君）

ありがとうございました。今後ともひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に、日程第2「議席の指定について」でございます。これを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

1 番 酒井美代子議員

2 番 島田一徳議員

3 番 松永隆志議員

4 番 西田京子議員

5 番 西口雪夫議員

6 番 牟田央議員

7 番 松本正則議員

8 番 柴田安宣議員

9 番 町田誠議員



10番 酒井八洲仁議員

11番 小嶋光明議員

12番 永尾邦忠議員

13番 並川です。

以上のおりで議席を指定いたします。

議席移動のため、しばらく休憩いたしますので、移動が終わり次第、議会を再開したいと思います。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時31分 再開)

#### ○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条により、会議録署名議員に5番西口議員及び6番牟田議員を指名いたします。

次に、日程第4「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月18日、一日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のおりとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長（並川和則君）

異議なしという声がありますので、一日の会期といたします。

次に、日程第5「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員でありました松本匠議員の組合議員辞職に伴い、議会運営委員会委員を1名選出する必要があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、議会運営委員会条例第5条の規定により、酒井美代子議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長（並川和則君）

ご異議なしと認めます。酒井美代子議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。よろしくお祈いします。

日程第6、次に、「一般質問」に入りたいと思います。

この際、議長から特にお祈いをいたします。発言時間につきましては、申し合わせにより、時間内に終わるようにご協力をお願いいたします。答弁につきましては、質問の趣旨をよくとらえていただいて、簡明、的確に答弁をお願いしたいと思います。

なお、本日は一般質問及び後の議案質疑等につきましては、すべて自席でお願いをしたいと思います。

一般質問の発言順序については、通告順となっておりますので、まずは8番柴田議員、次に、2番島田議員、次に、4番西田議員となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、8番柴田議員お願ひいたします。

#### ○8番（柴田安宣君）

8番柴田安宣でございます。議長の許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

1点として、平成17年から20年の2回にわたって、炉の運転管理業務委託契約について、どうして議会にも諮らずに報告もしないで、中身を明らかにしないまま2回もの契約を結ばれたのか、明らかにすべきことは必要であろうと思うもので、そのことについて伺いたいわけでございます。

議会は、昨年2月の定例議会で、議会や副管理者会にも諮らないで、炉の性能保証書である覚書を管理者と事務局の独断で行われた変更覚書は認められない。応札条件と性能保証の覚書しか認められないと。3年分の立て替え払いの精算交渉については応札条件、覚書をもとに行うべきであるという附帯決議を全会一致で議決を行って、それから2カ月もたたない間に再び契約を取り交わされております。平成16年12月22日、変更覚書を取り交わし、それに基づいて平成17年4月1日、運転管理業務委託契約を取り交わし、さらに、20年4月1日に再び3年もの契約を取り交わされている。こういう状況が続くなら変更覚書を認めたことになると思います。組合議会は応札条件、性能保証の覚書しか認められないということになっているわけでございますので、絶対におかしいと思います。議会軽視としか言いようがありません。147億円もの高額で炉の建設工事を請け負い、応札条件に基づいて性能保証の覚書を取り交わし、契約を結んだ会社であるJFEが、自分たちの意思が通らないということで運転管理業務を放棄してよいというような契約を結んであるのですか。これだけの大がかりで素人では運転管理できない施設の建設の請負と運転管理業務は表裏一体であると思いますが、工事の発注に当たって、発注仕様書や契約書は一体どうなっているのですか、伺いたいと思います。

覚書には運転管理業務の一切で年間5億8,700万円以内となっている中に入るとおぼれております薬品代が、今回、年間で1億4,000万円もの金額が出てきたわけでございます。変更覚書の中には油脂類と出ております。応札条件、性能保証の覚書のもとに契約を取り交わした業者であるJFEが補填すべきものと私は考えますが、どうとらえておられますか、伺いた

いと思います。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、運転管理業務委託についてのご質問でございます。平成17年度のクリーンセンターの運転管理業務契約につきましては、平成17年2月議会におきまして、平成17年度の予算及び平成18年、19年度にかかります債務負担行為をお諮りいたしまして、ご承認をいただいたものでございます。その後、平成17年4月1日の施設稼働に合わせて、JFEエンジニアリングと平成16年12月に締結いたしました変更覚書に基づきまして、19年度までの3年間の契約を締結して運転を行ってまいっております。

今、議員おっしゃいますように、平成20年、昨年2月議会におきまして、JFEとの交渉に際しては、平成14年10月に取り交わしをいたしております当初の覚書に基づいて交渉を求めるという附帯決議をいただいております。その後も変更覚書の見直し協議をJFEと重ねてまいりましたが、見直し協議の前提としての平成17年度から19年度までの精算についての意見の合意が成立せず協議が整わなかったために、顧問弁護士とも相談の上、覚書見直し協議が整うまでは、現行の覚書が継続されることを双方、JFE、組合でございますけれども、双方が確認し、平成20年度から22年度までの締結を契約したところでございます。組合といたしましては、いただいた附帯決議を重くとらえておりまして、その後は議員もご存じのとおり、平成17年度から19年度の精算について、当初の覚書をもとにした損害賠償請求を提訴いたしたところでございます。

なお、裁判の結果を踏まえ、覚書が見直しされた場合は、見直しの効力は20年の4月に締結いたしております運転管理業務契約なども適用することといたしております。決して議会への附帯決議をないがしろにするようなものではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

もう一つ聞いております薬品ですね、薬等が1億4,000万円、今回、全協の中で出てきて、この内容をもってございますけれども、この金額は全体の中の覚書からいきますと、5億8,700万円の中におさめるべきだというふうに思うんですけれども、説明によりますと、運転管理業務の中の分に打ち込んであるから、これはそういうふうにどっちにどう理解すればいい

のかわからんところがあるものですから、そのことについてどうとらえていいのですか。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

おっしゃいますように、先ほど最初の覚書5億8,700万円、これは消費税を除いた額でございますけれども、消費税を加えますと6億1,600万円ほどになるかと思えます。その中の一つの項目として全体、運転管理並びに維持補修費、それと、用役を含んだところで我々は今求めているところでございます。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

もう一つ伺いたいんですけれども、先ほどの答弁の中で、平成17年の4月1日のこの運転管理業務委託契約については、議会に報告したようなとらえ方をするような発言があったんですけれども、この契約からいきますと、明らかに変更覚書が明示してありますし、それに基づいて仕様書もつくり上げられて、それで契約を結ばれたということであれば、この変更覚書は平成17年の4月1日の時点で明らかにしてあったんですかね。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

平成17年の契約を結ぶ段階におきましては、この変更覚書というのは明らかにはいたしておりません。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

ですから、明らかにすべきことは、これは問題にはならんと思っておったんですけれども、ただ、これが変更覚書に基づいて契約をしてあるものですから、そういうことであれば、今までの経緯の中で明らかにするときはしないと、そして先ほど言いますように、薬品代として今回予定外の大きな金、1億4,000万円という金が出費として出てきているということも、余りにも議会、もしくは皆様方に明示していない問題を抱えているんじゃないかという気がするものですから、とらえ方としては、今後もこういうことで明らかにすべきことはして、そして共通の感覚に立ってこの施設の運営に臨むべきだと思うわけでございますけど、いかがですかね。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、変更後の覚書を明らかにしてというふうなことでございます。当時、変更後の覚書につきまして、それを開示して対応するかどうかということについてはJ F Eとも協議をいたした上で、その変更覚書の中の記載内容につきましては、J F Eとすれば、企業のノウハウ、営業上の問題ということで、これは出して欲しくないというふうなことから、平成18年に要約書をまとめてお出ししたところですが、当時は組合といたしましてもJ F Eの要請を受けて、それは開示すべきじゃないと判断していたものというふうに思っています。その後、J F Eとも協議が進み、また議員、また住民の皆様からもやはり公開すべきであろうというふうなこともご意見をいただいて、その上でJ F Eと話をしましたところ、昨年、最終的にJ F Eにも開示については了解を得たものですから、昨年の2月の議会に変更覚書の全部を皆様方に公開したものでございます。

薬品につきましては、今現在、運転管理契約の中に含めておりまして、運転管理として支払っておりまして、薬品代だけ独立して支払っているものではございませんので、あくまでも今現在の契約に基づく、その範囲内でJ F Eのほうに支払って、薬品代ということで直接的にうちの組合として負担をいたしておりません。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

もう一つ伺いたいんですけれども、今の事務局長の発言は、まさに組合と事務局でありながら、J F Eと相談しないと公表できないとか、企業秘密に類するものとかいうふうなことで、それを楯に組合が議会に公表しないで、そして一般市民にも公表していないということは、これこそおかしいことだと私は思うんです。あなたはこの組合の事務局長であるわけですから、組合に不利になるようなこととか隠していかなんことはしちやいかなんわけです。ですから、その発言自体がおかしいと私は思います。

ただ、もう一つ伺いたいのは、運転管理業務の締結に当たっては、何でこれでやったのかと前回の議会の中で聞いたんです。そしたら、あなたは、これを変更覚書に基づいた契約前の、17年に結んだ契約をそのまま継続しないと運転管理業務は受けられないということをしてJ F Eが言いましたという発言があったわけです。私がそこに行ったとき、そう言われた。ということは、この先ほど質問している、この発注仕様書とか、組合とJ F Eと取り交わす

契約書の中に、そういうことで意に沿わないことがあれば、この管理業務は放棄していいという契約か何か結んであるんですかね。伺いたいんです。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

あくまでも運転管理につきましては、基づきます根拠に従いまして双方が協議をして締結すべきというふうに考えておりまして、今、議員がおっしゃるようなものはございません。

変更後の覚書でございますけれども、20年度も変更後の覚書に基づいて契約いたしておりますけれども、基本はあくまでも最初の覚書、それに基づきまして進めるという附帯決議でございますけれども、現実問題として、JFEと業務の契約をする際におきましては、やはりきちんと双方が契約できるものに基づいて契約を進めるべきでございますし、当然そのことは今後、今、裁判係争中でございますけれども、それが一定の解決がなされた場合は、それに基づいて20年度に遡って当然精算の対象になるということで、言われるように、その議会の附帯決議等を無視するようなことではないというふうに考えております。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

あなたは言葉を選んで言われておりますけれども、私が、この契約書に基づいて、何でこんなことを今年の2月の議会で聞いたときに、これに基づいて契約しないとJFEは運転管理業務は受けられないと、そこに来たとき言われたんですよ。ですから、こんなことを言っているんです。そんな契約を、これだけの147億円、これだけの施設はプロの人たちじゃないと、相談しないと運転管理業務できないわけです。それで委託をして契約を結んで、この建物が建ったわけでしょう。そして今は、そういうことはありませんと言いましたけれども、私がそこに、今年の2月の議会で何でこんなことをしたんですかと聞いたら、JFEがそういうことじゃないと、これに基づいた契約をしないと、うちは受けられませんということを言うものですからと、言われたものですから、そんな失礼な契約はあるのかということが気になったものですから、改めて聞いているわけです。いかがですかね。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

私どもの一番のまず契約につきまして、と申しますのは、JFEの関係で

ございますけれども、毎日のごみをきちんと処理していくというのがまず基本でございます。そのためにどのような方法で、また、色々いただいておりますご意見等にどのようにしてこたえていくかというようなことにつきましては、絶えずみんなで協議し、また必要に応じては顧問弁護士の先生とも協議しながら進めておりまして、その点は十分ご理解いただきたいと思います。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

改めて聞きます。

この運転管理業務についての契約書の中で取り交わしの部類があるはずですが。どこに任せてもいいという契約じゃないはずですよ。この運転管理業務委託契約の以前に、このもとになる当初の仕切書か、発注仕様書か、もしくは契約書か、その中でどういう形でこの組合と運転管理業務の位置づけがされているか、そこら辺が書類的に残してあるなら出していただきたいと思うんですけど、いかがですかね。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

ここの施設の運転管理につきましては、まず基本的にはほかのところでは不可能というふうに考えておりまして、当然変更覚書の中におきましても一定の保証額がございます。その保証額を担保するためには、当然JFEに運転管理をお願いし、そこが点検、整備、補修を行うというのが基本でございます。特に今、柴田議員が言われるような、そのための将来ともそこに委託管理を継続するというふうな、そのための書類等は特にないわけですが、変更後の覚書等を踏まえましても、やはり継続的にその業務にあたるということが前提というふうになっております。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

時間がありませんから、もうこの項はこれで終わりたいと思います。後で時間があつたときに、また同じようなことがありますから質問したいと思います。

2項の炉の保証期間が5年経とうとしている今日、瑕疵の問題を含めてどう考えているか。裁判中であることだし、炉の実態を調査して瑕疵であることを証明し、今後に対応すべきだと思いますが、いかがお考えでございますか。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

保証期間の件でございます。保証期間につきましては、本年度末をもちまして5年間の保証期間が満了というふうなことになります。なお、瑕疵担保期間につきましては15年間というふうになっております。そのため、今年度第三者的立場から施設の稼働状況、施設の状況を調査するために、専門機関でございます財団法人日本環境衛生センターと5年経過検査業務の契約をいたしまして、この調査はごみ処理の実績と設備装置の稼働状況を把握して、発注仕様書、実施設計図書などと比較をいたしましてして、用役量と設備装置等に関する問題や課題を抽出することを目的として実施するものでございます。その結果を踏まえまして、メーカーに対しては必要な改善の指摘を行う予定といたしております。

以上です。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

確かに瑕疵担保期間というのは15年あります。ただ、保証期間そのものが5年ということは、来年の3月31日で切れるということがあるものですから、そのような時期に対応されてあるなら、それはそれでいいんですけども、やはり今までこの機械と炉とつき合ってみて色んな問題があって、それぞれの問題点をそれぞれ解決しておるものの、どうしても当初の予定以上の効率のいい炉になっていないと。欠陥的な問題があるということは、弁護士の先生も金喰い虫であるということも言われておりますし、裁判にも影響するであろうということもありますから、ぜひこの際、瑕疵であるかどうかということは、大きな構造的な欠陥というふうに私はとらえておるものから、そこも含めてぜひ研究して、今後の裁判を含めて対応してもらわないと、時期を外したらまた問題が残っていくだろうと思っておりますから、保証期間の中で幾らか金は掛っても明確な数値を持って、この日本環境センターというところがどれぐらいの権威があるかわかりませんが、金は掛ったにしても、それを明らかにしないと、今後運営する以上、これに基づいた取り組みをしなきゃいかん。この瑕疵からいきますと構造的な欠陥も含めてありますから、構造的な欠陥そのものは素人じゃ全くわかりませんから、そこら辺も含めて、金は掛っても精査するべきだと思うんですけども、そのような方法でいかれるんですかね。

○議長（並川和則君）



事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今の柴田議員のお考え、そのとおりで進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

わかりました。ぜひ綿密な調査をして、瑕疵が成立するようなことで努力していただきたいと思います。

3項の覚書と変更覚書は具体的にどう違うのか、数字で年度で分けてはつきり示していただきたいということで通告をしております。私たちも一応の目安は大体ついておるんですけど、どうしても腑に落ちない点が幾らかあるということでもありますから、これが出していただければ出していただきたいと思うんですけども。

それと、この間の全協で弁護士の先生から標準ごみの2,000kcalということをお僕ら前提で考えておったら、1,600kcalから2,600kcalは許容範囲内のことであるということをはつきり数字で示して言われたもんですから、この許容範囲の数字はどこのところにも明示してあるか、そこら辺がわかっておれば説明いただければと思います。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、変更覚書と最初の覚書は具体的にどう違うかということでございまして、数字を出してというふうなことでございます。

まず、当初の覚書と変更覚書によります17年から19年の実績となる経費、これは保証額、保証という言葉は非常に色々ございますので、この場合に私申し上げている保証は、「保つ」に「証」という保証でございまして。その保証額が対比してはどのようになるかについてご説明したいというふうに思います。

当初の覚書につきましては、年間の経費が用役を含めた運転管理費、維持補修費などで、この場合は消費税を含めますけれども、先ほど申しました約6億1,600万円以内におさめることとなっております。これは消費税抜きますと、柴田議員が言われました5億8,700万円という金額です。変更覚書における用役量の算定方法につきましては、まず、変更覚書にございまして、運転経費は最も経済的なパターンで行うこととなっておりますので、2炉運転で1日240tを処理した場合、若干保証額が変わってま

います。我々が試算いたしましたところ、17年度はその保証額ですね、これまでは組合のほうで負担しますよという額の保証でございます。2,400万円、18年度は800万円、19年度は3,000万円保証額が増えてまいります。その結果といたしまして、17年度で保証額は6億4,100万円以内、18年度は6億2,400万円以内、19年度は6億4,700万円以内というふうになってまいります。しかしながら、当初覚書の経費5億8,700万円は、あくまでもごみが80,665tであることに對しまして、変更覚書は実績をもって算定いたします。平成17年度の処理量は、資料にもございますように、80,665tから約6,000t増えております。こういったことを考慮いたしますと、当初覚書と変更覚書は大きな差はないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

大きな差はないというふうな解釈を今説明されたんですけども、もう一回聞きます。今言われた数字の中で、平成17年度の保証額ですね、それから、18年度の保証額は書きそびれたんですけども、そこに局長、数字があつて、もしよかったらコピーいただければ幸いですと思うんですけど、数字で一応示していただいた後でコピーいただけますか。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

これを今、もう一回申しましょうか。

まず、17年度でございます。約6億4,100万円以内、18年度で6億2,400万円以内、19年度で6億4,700万円以内となっております。

先ほどご質問について答弁漏れがございましたので、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

続きまして、ごみ質の1,600kcalから2,600kcalの数字の根拠でございますが、先般、組合の訴訟代理人のほうからお話しいただいたごみ質の数値は、変更覚書の中に当時管内、この県央県南広域組合の管内にございましたごみ処理施設のごみ質の実績によります、ここで処理する場合の推定資料がございます。これは資料に付けておりますけれども、これは変更覚書の協議中において、当時稼働していた8つの施設のごみ質がおおむね1,600kcalから、高質では2,600kcalの範囲におさまるとして、JFEのほ

うから提出された推定ごみの数値でございます。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

そしたら、こっちのほうで1,600kcalから2,600kcalということは、この契約の中で覚書とかじゃなくて、こっちのほうの出した資料じゃなくて、向こうがこの炉は許容範囲内で運転できますというときに示されたのが1,600kcalから2,600kcalのごみ質の数字だったんですか。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

当然ごみが各施設、各地区から異なったものが運ばれてまいりまして、それを攪拌、平均化した場合は、そこにあるJFEのほうから出された数字でございます。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

もう一つ伺いたいんですけれども、僕の手元に覚書と覚書の変更の違いというのが数値で出しているものを持っているんですけれども、これからいきますと、80,665tを経済的な運転で処理する場合ということで、使用する電気使用量が4,000kw、発電量が4,000kw、イコールプラス・マイナス・ゼロであると。使う電気量も発電する電気量も同じようになるから、電気量はプラス・マイナス・ゼロになりますという数値がここにあるわけです。

ところが、平成17年度は電気代が2億300万円、18年度が2億7,500万円という数字が出ておりますから、あなたの言われる覚書と変更覚書の数字の違いはほぼ変わらないということに当たらないということが一つ気になるんですけれども。

それともう一つはガスですね。ガスはこれからいきますと年間1,566tということで、これが数字の金額から量に変わったということで、これが現在は多少改良されておるものですから、3,900tぐらいになっても、現在でも1,500tからはるかに超えた数字が昨年もガス代として支払っております。しかも、今回のこの違いは、これは量で計算してあるんですよ。覚書は金額で勘定してあるんですよ。とすれば、これは時代の変革があることを想定しながら、この先読みした業者が有利になるような感じの想定をしたのではないかなという気がするもので、ここら辺は大分違うと思うん

ですけれども、いかがですかね。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、現在の基本的な姿勢、考え方を説明させていただきたいと思います。

今回の裁判におきまして、私どもが現行の覚書が最初の覚書、または応札提示額でございます。それを超えるものではないというのが基本にあつてまとめられておきまして、先般、第3準備書面をそれぞれにお配りしたところでございますけれども、JFEの主張は、あくまでも変更後の覚書により、御承知のように一点保証80,665tと異なった場合は、JFEの規定に基づく罰則は発生しないというのがJFEの主張の大きな柱になっておりますけれども、今の柴田議員のご質問につきましては、私どもはあくまでも最初の応札条件、変更前の覚書が基本であるということは一切崩しておりませんし、金額につきましても、その範囲を超えるものじゃないんだというふうな主張をしております。また、変更後の覚書でございますけれども、これにつきましては、やはりきちんと、この前、弁護士のほうからもご質問あったかもしれませんが、やはり安定的な運転をしているときに初めてその精算の一つの方法として使える内容であるとか、そういったこともありまして、仮にJFEが言うように、あなたたち、向こうは責任はない、罰則は適用されないと言っておりますけれども、いや、組合が解釈したら、このようになります。ただ、変更覚書も中身を追っかけますと非常に幅がございます。組合がその時点で考える変更覚書に基づいたら、このような罰則の金額になると。で、資料をお配りしておりますけれども、安定的な運転を2炉運転でやった場合については約20億円の金額になるというふうに参加としてお示しただけですから、あくまでも我々の立場は、変更前の最初の覚書に立って求めていくというふうに考えておりますので、どうぞ、この点をご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（並川和則）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

先ほど数字が余り変わらないと言われた、17年度で6億4,100万円以内、18年度で6億2,400万円以内、それから、19年度で6億4,700万円以内という数字を今示されたんですけれども、これは覚書に基づいた数字なんですか、変更覚書に基づいた数字なんですか。どっちなんですか。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

申しわけございません。もう一回質問お願いできませんでしょうか。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

先ほど2炉運転の場合にということで、上のほうで違いの金額が言われたんですね。2,400万円と800万円と3,000万円と。そしてその根拠を出されて、17年度の数字が保証の金額が多少変化しますということで、6億4,100万円と、18年度で6億2,400万円、19年度で6億4,700万円以内という数字を言われたんですねですけども、これは大体どっちなんですか。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

申しわけありませんでした。今の金額は変更覚書に基づいてごみ量とか、最初の80,665tに変わりますので、そういった最初の17年度86,000t処理しています。それらを考慮した場合は、そんだけ保証額が当初の覚書とすれば高くなりますというふうな説明でございます。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

わかりました。とすれば、これから超える金額がありますよね。17年度で11億2,187万4,000円という数字が1年間に用役費が、要するに、覚書でいきますとこれぐらいの金額が総額で掛っておりますという数字がありますよね。それで、18年度で11億5,913万7,000円、平成19年度で12億5,811万9,000円という総額の金額があって、これに基づいて損害賠償を打ってあるということで今理解しておるんですけども、この中でいけば、11億2,000万円からいきますと、この変更覚書でいっても6億4,100万円以上の金は、JFEが払うべきだというふうに解釈していくなら、余り変化はなっていないじゃないかというふうに理解はするんですけども、そういうふうなとらえ方で、根拠があるということに理解していいんですかね。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、損害賠償の額でございますけれども、17、18、19にかかります用役費を含みます運転に要した経費、それと、17年度と18年度にごみ量が多かったということから、増強工事をいたしております。その合計額でございます、今、柴田議員がおっしゃいますように、17年度の総経費と申しますか、運転に要した経費ですけれども、JFEに求める根拠の積み上げは、今おっしゃいます11億7,900万円、18年度が13億6,900万円、19年度が12億7,000万円というのが全体でございます、それから、今現在の訴えの額は5億8,700万円の差引額を求めていますけれども、先ほど申しました額は、仮に変更覚書を適用した場合の金額でございますので、それを引いた額が私どもの主張としてしてJFEに求めているような数字になろうかと思えます。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

この変更覚書のややこしいところがあるんですけれども、この覚書にしても、20%の物価の上昇ということで上限も書いてあるわけですから、これからいきますと、数値的には許容範囲内の中に入るとは理解するんです。

ただし、この数字が大体だれが調べて、どういうふうな経緯でこの数字が出てきたのか、僕らじゃわからんわけですけれども、これがここになる数字ですね、保証書の17年度で6億4,100万円になる数字のもと、それから、18年度の6億2,400万円以内になる数字のもとです。それから、6億4,700万円以内という保証の金額の変更覚書の数字のもとになるものをはっきり出していただいて、こういうふうにするべきなんでしょうということを出していてももらわないと、もしくは信用されるようなコンサルあたりがこうなるといふことを明示してもらわないと、どうも理解できないというところがあるんですけれども、いかがですかね。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今の金額を出した根拠、経過と申しますか、その資料をお求めでございます。先ほど申しましたように、変更覚書に基づきます仮の保証額を算出した場合、色んな見方が出てきます。考え方が出てまいります。この場合は、JFEがあくまでもJFE側の罰則が適用されればゼロなんだという考え方の中で、JFE側の裁判における準備書面等は出てまいりますので、仮に計算したら幅があるかもしれないけれども、このようになりますというふうな説明のために出したものでございまして、実はその資料はもうこの前、説明資

料としてお配りしております、実績と、2炉運転した場合はこうなりますよというふうな資料をお出ししておりますので、私、それをすでに見ていらっしゃるという前提でお話をしてもらったものですから、できましたら、その資料をご参照いただければと思います。

ただ、あくまでも申しておきます。この資料は我々もそのときすぐ計算したんですけれども、やっぱり考えようによってはかなり幅が出てくる可能性があるということをご承知おきいただきたいというふうに思います。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

事務局長言われたとおり、私もここにある数字を見て相当な幅があるということは理解しているんです。ですから、そこに出てきた経緯についてを明示したような数字を出してもらわないと理解できないというところがあるんですね。大きく見たら大きく差が出てくるし、下にとったらまた違いが出てくるということがあるわけですから、とりようで数字が違ってくるということですから、あなたの言われている数字が正確であるということを本当は理解したいんです。けれども、今まで色んな形で数字が間違ったり、変わったってきているものですから、明らかにするべきところはしてもらって、だれでもわかりやすいようなことを示していただきたいと。

それともう一つ、この今出されている運転管理業務委託契約が17年度3億5,861万7,000円委託管理されております。そして副産物とか、決算の中で電気代とか、ガス代が使われておるんですけれども、この中で点検保守業務ということも別枠で出てきているということでいけば、この保守業務はその運転管理業務の中に入ってもらったものが外されて、その総枠の中からひとり立ちしてしまったという数字が出ておるわけですね。そうなってくれば、幅がどこまでの範囲内かということがわからんところが出てくるものですから、人件費にしても、当初1人当たり幾らという金額を決めて、30人だったですかね、32名だったですかね、それでこの運転管理はするという約束できてもらった数字が、ここで薬代を入れることによって、この3億5,861万7,000円、要するに、そういうもろもろまで含まれてくるものですから、どこら辺が許容範囲内かがわからんところが出てくるものですから聞きよるわけです。そこまで含めた数字を出して説明をしてもらわないと、これが理解できないというところがあるんですけど、いかがですか。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

最初の運転管理業務委託と維持補修点検につきましては若干内容は異なっております。運転管理については人件費が入りますし、先ほど申しましたように、その中に薬品代も入れて契約いたしております。これにつきましては、3年間、現在でございますと、20年度、21年度、22年度、3カ年の債務負担行為をお願いいたしまして、3カ年の契約でもって業務をお願いしております。維持補修費につきましては、これは毎年契約をいたしております、毎年の事情が出てまいりますので、なるべくその事情を的確に踏まえた上で、その年の経費を見込んで契約をいたしております。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

時間がありませんから、この項はこれで終わりたいと思います。

6項に入ります。4項と5項は外させていただきたいと思います。

6項の裁判の流れと今後の見通しについてでございます。

先日の全協の質問のとき、弁護士の方から、来年度の当初の和解ということの発言が幾らか、それにとれるような発言がありましたが、訴訟中の状況の中で訴えてこられた損害賠償の根拠である応札条件、覚書に基づいて請求をされております。これが昨年の2月の議会で3年分の精算に当たっては応札条件、当初覚書に基づいて交渉し、精算するべきだという組合議会の基本で全会一致で現在に至っておるわけでございます。まだ相手方のJFEが自分たちの主張が明らかにならないうちに、しかも裁判官の和解の勧告や話がないうちに、こっちのほうでそういう話をする事自体が多少おかしいと思います。応札条件は、法でいうなら憲法である。その考えに基づいて覚書を取り交わしているわけでございますから、変更覚書は枝葉と言われておりました。変更覚書を取り交わす経緯については、中身がわからないまま、信頼関係のみで変更覚書を取り交わしたというふうな書面の中です。それが事実であるなら、大会社であるという信用をもとに騙されたことになると思います。許せる行為ではありません。契約に基づいて憲法であると言われております応札条件に基づいて正義をただしていくならば必ず勝利するものと私は思います。これに基づいて頑張っていたきたいと思うんですけども、いかがですかね。

○議長（並川和則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

私のほうから裁判の流れと今後の見通しにつきましてご答弁を申し上げます。



20年の9月30日、昨年、1年ぐらい前ですかね、9月30日に訴状を提出いたしましたして、訴状の中身につきましては議員も御承知のとおり、今言われましたような主張で20億円弱ぐらいの損害賠償といたしますか、そういう訴訟を起こしているということでございます。その後、6回の審議といたしますか、準備書面のお互いの提出ということで現在行われておりますけれども、大体一月半に1回ぐらいといたしますか、平均すれば2カ月ぐらいになりますけれども、そういうことで争点が明らかになってきているというような段階でございます。それで、私どもといたしましては、弁護士を通しまして準備書面及び詳細な資料とかデータとかを今、裁判所に提出しているという状況でございます。

弁護士のお話でございますけれども、今後、二、三回このような準備書面のやりとりがあつて口頭弁論が行われ、そして原告の主張と、原告というのは私どもでございますけれども、被告の主張との争点の整理がなされて、それから、今年度中には双方の主張が出そろつて、その後、本格的な裁判所の、裁判の指揮というんでしょうか、そういうものがありまして、争点の洗い出し、審理に入っていくというようなことで聞いているところでございます。

今おっしゃられましたように、訴状の中身を見ていただきますと、そういうことで、今は全く同じようなことでそういうふうな訴状を出しているというようなことでございます。私どもは管理者、そして副管理者を含めまして、先日、私どもも弁護士さんのお話を聞かせていただきましたけれども、そういうことでもそのようなお話があつております。そういうふうになるだろうという見通しを述べられております。民事の裁判ですからどのようなことになるかわかりませんが、私どもの主張は私どもの主張で通していくというのが裁判の争い方であろうというふうに思っております。そのようなことでご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

管理者として賢明な判断をされておると思います。これがやはり非常な膨大な機械の中でこういうそれぞれの違いが出てきたということで、素人の私たちにとってはどうなるもんかなということで非常に危惧しておるということで、管理者は積極的な発言をされておりますから安心はしておりますけれども、過去に僕らが議論する中で、去年の2月20日の時点で、当時の管理者でありました吉次さんが、この変更覚書の書類を出されたんですけれども、そのときに、私は責任者でありますから責任をとりますと。ただ、この文面に関しては私も初めて見ましたというふうな発言がされて、議事録に残って

おるんですけれども、余りにも、確かにこう多大な経費を払って管理を委託してはいないです。わずかな金で管理者としてやっていただいておりますから、余り酷なことは言えないんですけれども、ただ、その発言に関しては非常に信頼関係に基づく発言ではないと。管理者とすれば、やはり一切の文面とか書類、そういう流れということ把握して、的確な判断を下して十分処理をしていただかないことには、今後に禍根が残ることになって、現在の係争に至った原因になっておるわけでございますから、幾ら同じ裏のほうではJFEが管理をしていると。その表でけんかをしているというふうなことで、大変やりづらいのは私もわかってはおるんですけれども、しかし、言うべきことは言って、そして管理するところはきちっと管理して、今後に臨んでいただきたいということでこれを発言しているわけでございますから、ひとつそういうことに対してよろしくお願ひしたいと思うんです。

○議長（並川和則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

ありがとうございます。前回、2月ですか、どのようなことでそういうご発言になったのか、ちょっと理解しておりませんが、この県央県南広域環境組合につきましては、今係争中ということもありまして、非常に微妙な時期でございます。これからの件につきましては、広域環境組合といえますと、役所みたいに法律の専門家がいるわけじゃなし、そしてそれまで顧問弁護士さんを持っていたわけでもなしということで、そういう契約とか何とかにつきましては、今ですと顧問弁護士がいらっしゃいますから、顧問弁護士のご意見を聞くとかいうことはできますけれども、そういう意味では、少し反省すべき面もあったのかなというふうに思います。そういうことで、各市、4市でございますけれども、総力を挙げてこれに取り組んでいくということが必要だというふうに思っておりますし、市としてもそれをバックアップしていくことが必要なんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひその辺を今後のよき教訓にしたいなど。何はともあれ、この裁判を勝訴することになるのか、勝ちにいくということを書いていいのかわかりませんが、皆様のご理解をいただくようなことで終結をしたいなというふうに思っているところでございますので、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

大変心強い発言をされてありがたく思います。感謝申し上げます。

ただ、今、顧問弁護士を入れておるから、それぞれの問題がわかると言われてたんですけれども、平成11年から去年の10月まで、この施設、管理組合にはコンサル料も結んだ、トータルで4億1,000万円あたり払ってあります総合エンジニアリングという、そうそうたるエンジニアリングにコンサル業務を委託しておったわけです。その人たちと詳しい話し合いの中で、そして会議の中で入ってもらって契約を結んでおるなら、こういう意見の違いが出てこなかったであろうということが一つあるものですから、やはり管理者である市長は、エンジニアリングといったそういう方々と、詳しい弁護士ももちろん必要でありますし、こういう機械類に関してはそれぞれの分野の技術者がおるわけでございますから、そういう人たちも含めて裁判に臨まないと、相手はプロの集団でございますから、なかなか思いが届かないところが出てくるだろうと思っておりますから、そのことも含めてひとつお願いしたいと思っております。

○議長（並川和則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

ただいまありがたい言葉をいただきまして感謝を申し上げます。

これは法律的な部分とか、技術的な部分とか、そしてまた特殊性がございまして、この運転管理といいますか、運転していただくのはメーカーであるJFE以外には考えられないというような特殊な施設でございます。そこにまた争点もあろうかというふうに思いますが、法律的な部分は弁護士さんにご相談をさせていただくと。そして技術的な部分は、コンサルタントに私まだお会いしたことないんでございますけれども、そこと事務的に、技術的に打ち合わせをさせていただくということが必要なのかなというふうに思いますので、今の柴田議員のご意見を参考にして、教訓にしながら、そのような運営に努めてまいりたいというふうに思っています。よろしく願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

以上で終わります。

○議長（並川和則君）

一般質問を保留し、しばらく休憩いたします。

（午前11時33分 休憩）

（午前11時46分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。2番島田議員。

## ○2番（島田一徳君）

島原市議会から参りました日本共産党の島田一徳でございます。私は通告書に従いながら、大きく三つの点についてお伺いをしようと思っていたんですけれども、先ほど管理者のほうから決意のほどを述べていただきましたし、重複する点もなるだけ避けながらやりたいというふうに思っております。

改めて前任者が、この施設が欠陥施設であるという立場から裁判を起こされたんだというふうな理解を、私たちはつい先だつての全員協議会の席上、弁護士さんの話の中でそういった理解をしているところなんですけれども、改めて管理者としての裁判等に臨む決意、こういったところをお聞かせいただければというのが通告の第1でございます。

通告の第2は、建設費の償還問題でございますけれども、合併前というのは2市15町でスタートしたという説明も資料としていただきました。しかし、この施設が稼働をいたしまして5年になるという中で、やっぱり依然として結論が出ずにきているという事実もあるようでございますし、この組合の規約上はどうなっているのか、決まりとしてどうなっているのか、そのことが一つお伺いをしたいというのがあります。

それから、この問題では一体いつになったら結論を出すのか。これらは私どもの市議会の中でも色々と論議がされているところでございまして、いつになったら結論を出すんだろうかという疑問が寄せられております。ですから、この点についてもお答えをいただきたいというふうに思うんです。

それから、基本的なところなんですけれども、それぞれの負担金問題をどのように解決されようとしているのか。また、これまでどのような論議がなされてきたのか。例えば、合併前の17分の1ずつの割合で各4市が負担するべきだという論議もありますでしょうし、もう四つになっちゃったんだから、4分の1ずつにしようじゃないか。色々論議があろうかと思うんですね。これまでそういった論議が色々出てきているんだろうというふうに思うんですけれども、このほかにももし提案されてきた内容があれば、我々議会にもお示しをいただきたいなというふうに思うんです。

第3の質問はごみの減量化問題、どうも何となく私たちが漠然と感じるのは、ぱっと見た感じが何かイニシアティブを持たない組合だと、そういう感じが非常に強いんです。ですから、ごみを処理するだけと。それよりももう一步踏み込んで、裁判闘争は別にしても、やっぱりごみの減量化というのは独自の課題だろうというふうに思うんですよ。だから、やっぱりごみを処理している部署で、こういう内容で協力していただけないだろうかといったよ

うな提起の仕方というのも当然やられてしかるべきではないかというふうに思うんですね。だから、こういったことについて管理者、副管理者、理事者のほうでどういう論議がなされてきたのか。減量化のための今後の展望といえますか、どういう施策をやっていこうとしているのか、こういう点についても伺いをしておきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（並川和則君）**

一般質問を保留し、しばらく休憩をいたします。

（午前 11 時 50 分 休憩）

（午後 1 時 35 分 再開）

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。管理者。

**○管理者（宮本明雄君）**

私のほうから議員のご質問の一点目の裁判のことについてご答弁を申し上げます。

平成19年度の改良工事の後でございますけれども、ほぼ2炉運転で安定運転がおおむね可能となってきた状況をつぶさに見ていきますと、前管理者が訴訟に踏み切られた状況と今の状況というのはほとんど変わっていないだろうというふうに思います。しかも、性能が発注仕様書を満たしていないのではないかということが一つの争点ということもございます。そういう意味では変化はないということもございますし、性能欠陥ではないかという主張をしているわけでございます。この訴えの提起と申しますのは、当議会の議決を経て訴訟に踏み切ったということでございますので、その重みを十分に認識して、今後もそのような立場で主張を続けてまいりたいというふうに思っております。

裁判では、ご承知のようにこれまでに過大に掛りました用役費等が、その性能欠陥ということを主張することによって返還をしていただくということが必要なんじゃないかというふうに思っているわけでございます。ただ、先ほども柴田議員に申し上げましたように、片一方ではJFEしかこれが運転ができないという特殊性もございますけれども、そういうものを乗り越えながら、裁判を継続していくというのが必要じゃないかというふうに思っております。私どもの主張が裁判所において認められますように、最大限の努力をしていく必要があるというふうに認識をしておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

ご質問の二点目でございます。負担金の問題でございますけれども、負担金の分担の方法にかかる組合規約でございますけれども、今現在、経費につきまして、建設費、運営費、それと運転費、3つの勘定に分けて、それぞれの勘定におきまして平等割を20%、それと残りを人口割、もしくはごみ量割80%でご負担をいただき、平等割の20%につきましては、4市で構成いたしておりますので、4分の1ずつというふうになっております。

この規約の改正につきましては、構成する4市のご了解並びに4市の市議会の承認が前提であるということは、皆様ご承知のとおりでございます。組合といたしましても、平成18年度からこの件につきましては、鋭意協議をいたしております。そしてまた、できることはすべてやり、これまでも、また今後も精一杯取り組んでまいります。しかしながら、現在まで4市が了解できる成案には至っていない状況でございますので、ご了解をお願いしたいというふうに思っております。

なお、これまでどのような議論、試案等が論議されてきたかということでございますが、協議を始めた当初、18年でございます。これは、組合のほうから十数通りの案を提出しながら協議を重ねてまいった経過がございます。その中で例を挙げますと、負担の算出方法として、まず先ほど申します建設費、運営費、運転費の三つの勘定がございますが、その建設費につきまして、現行算定方法では平等割20%、人口割80%の中で、その20%部分を4分の1ずつとして算出しているところを、やはり合併前の2市15町で17でございましてけれども、それを基準とする案、また、南島原市におきましては、全体で旧8町で合併されておりますので、その中で布津、深江、旧2町の分だけがここに来て、そのほかは自前処理と申しますか、南島原の施設で処理されていることから、その特別な事情に対する減額を行うなどの案が協議されてきております。以上でございます。

次に、3番目のごみ減量化のご質問でございます。

減量化につきましては、それぞれ構成市ごとにごみの減量化にご努力をいただいているところでございます。そのおかげをもちまして、平成18年度は対前年と比較いたしますと870t、約900t弱、19年度で同じく1,800tのマイナス、20年度は2,246tが減少しているところでございまして、今のところずっと減量化は進んできているというふうに思っております。

なお、平成20年度のごみ搬入量を見ますと、80,426tでござ

いまして、先ほどもお話申し上げましたけれども、この施設の計画のごみ量は80,665tということから、もうすでに100t近く計画ごみ量が下回っている状況でございます。

なお、今後もさらなる減量化につきましては、進めることは当然のことというふうに思っておりますけれども、施設の実態、ここの施設の特性に則したごみの分別方法を、皆様方構成4市と一緒に研究、検討をすることも重要な課題の一つというふうに理解をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（並川和則君）

島田議員。

○2番（島田一徳君）

今、管理者からご答弁がありましたけれども、JFEのみの運転でやっていると、これはJFE任せの運転というのは未来永劫にわたってやられるのかどうか、この点をまずお伺いしたいと思うんです。

なぜならば、やっぱりこの管理が自前でできないのか、やっぱりJFEの指導も受けながら、自前で仕事ができるような人たちを養成していくと、そういうふうにしないと、今みたいな、なんか言葉は悪いんですけど、肝心なところをひつつかまれて、身動きとれんというような状況が、いつ何どきまた訪れるかわからないわけですから、当然裁判は裁判として、これは勝ち取っていかんやならんと思うんですよ。この前の弁護士さんの話を聞いていると、私たちが島原市議会で論議したような内容を説明していただきましたので、少しは心強く思っているんですけども、そうはしながらも、やっぱり将来的には自前の職員を育てていくという立場がとれないのかどうか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今おっしゃることにつきまして、私どもも検討し、なおかつほかの他の施設、ガス化溶融施設ですね、これまでのストーカ方式であれば、直営、職員で直接運転しているところ、また、中には競争入札で委託されているところもございますけれども、やっぱりガス化溶融施設につきましては、議員ご承知のように、あのような施設でございまして、またその中におきましては特許、様々な細かいところがありまして、例えば、運転だけを仮にやった場合、じゃあ、その部品とかそういったものあたりが果たして安定的、また安価で入るかというふうな疑念もございまして、今現在もそういったものは検討していきますけれども、またもう一つは、やはり経費がかさんでいることから

も踏まえて、適切に判断する必要があるというふうに思っております。

○議長（並川和則君）

島田議員。

○2番（島田一徳君）

確かに、この溶融施設というのは、技術的にも確立されていないというのがずっと言われてきていたと思うんですね。よその国では、非常に高いリスクを払わないと運転ができないということで、もうやめたよというところも出ているという話も聞いているんですね。だから、そういう意味では大変な施設を抱え込んだなど、率直な気持ちがあるんです、一方では。

しかし、そういう中で、もう一つ、私がお伺いしたいと思うのは、この施設が完成した当時、ちょっと古い話になりますけれども、必要なガスはこの施設でつくりますよと、電気もこの施設でつくりますし、なぜかという、ガスエンジン発電機でつくりますよと、余った電力は九電に売れるのもうかりますよと、それから、自転車だって燃やせませすと、溶けた鉄や非鉄金属は別々に出てくるから、これも販売できてもうかるんですよと、これは夢の施設です、こういう説明を私たちは受けて、真に受けとったんですよ。

この間の弁護士さんの話だと、何も知識のない連中が騙されたといえれば騙されたんだらうといった趣旨のことを言っておられましたけれども、しかしながら、こういった状況のもとで、技術的にはまだ確立されていないと、安定的な運転が保証されていないと、今まさに試運転でしながら、悪いところを直していこうといったような状況が現実ではないかというふうに私たちも思っているんですよ。

そういう中で、このいわゆる夢の施設といわれる施設を、機種を選定した皆さん、こういったメンバーの皆さんというのは、一体どういう人たちがメンバーとしておられたのか。できればその肩書とか、何人で構成しておられたのか、あるいはその責任者はどなただったのか、そういったのがわかればぜひお聞かせをいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

当時の機種選定でございますけれども、ここでまずお答えする前に、ちょっと皆さんにご説明したいのが、あくまでも機種選定委員会でこのガス化改質方式を選んだものじゃないと、ガス化改質方式を含む溶融炉ですね、それを建設するんだということで選ばれたというのはご理解いただきたいというふうに思っております。



機種選定委員会につきましては、平成11年に立ち上げ、設立されておりました。当時の島原市長さん、小長井町長さん、有明町長さん、小浜町長さん、4名で構成され、その委員長には島原市長さんがなっておられます。

○議長（並川和則君）

島田議員。

○2番（島田一徳君）

当時のこの機種選定委員会のことを色々伺うんですが、どうもすきっとしないんですね。この選定委員会の議事録というのがありますでしょうか。

それから、もう一つは、先ほどちょっと私理解に苦しんでいるんですが、色んな施設が提起をされて、この溶融施設というのが導入されたというふうに、私たちは理解しているんですけども、それまでのいきさつね、もうちょっと詳しく、できればご説明いただければなというふうに思うんです。

以上です。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、1点目の議事録というお話でございますけれども、議事録としてきちんと、例えば、議会議事録みたいな格好で整理されたものは残っておりません。それぞれ委員会は最終決定まで9回開かれておりました。主な協議内容とか、いついつこういった内容で確認されたと申しますか、重立った内容はありますけれども、きちんとした一語一句だれが発言したというふうなものは残っていないということでございます。また、当然その各委員会におきましては、色んな施設の比較資料とかが出てまいりまして、そういったものは残っておりまして、それについては、情報公開でこれまでも公開したところでございます。

その流れにつきまして、若干説明をさせていただきたいというふうに思いますけれども、先ほど申しました機種選定委員会は平成11年の5月に立ち上がりまして、色々当初はストーカ方式、要するに燃やすのと、それに溶融炉をくっつける一つの方式ですね。それかもしくはガス化溶融施設のどちらかというふうにずっと論議されてきておりまして、途中の決定は両方で国の補助を受けるというふうな話も聞いておりました。しかしながら、やはりきちんと手続上、どっちかの方法に決めなさいというふうなことがあって、その結果、また小委員会が開かれまして、最終的にガス化溶融炉になったというふうに記録されております。

○議長（並川和則君）

島田議員。

○2番（島田一徳君）

この中で、当時からここに勤務しておられる方いらっしゃいますか。金原さん、いかがですか。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

当時、平成11年立ち上げからですと1名だけ、あとはプロパー職員が9名おりますけれども、その方は17年の4月に、この施設が稼働した段階でほかの施設から見えていまして、以降は4市から派遣ということになっておりますので、最初から残っているのは1名だけでございます。

○議長（並川和則君）

島田議員。

○2番（島田一徳君）

1人残っているということですね。それでは、もう一つ伺いたいんですが、当初の覚書、それから変更の覚書、弁護士に立ち会ってもらったというふうに管理者からちょっと聞いたようなんですが、そこところは正確にはどうなんでしょうか、もう一度、再度ご説明をお願いします。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

当初覚書並びに変更後の覚書、締結、もしくは協議するときには弁護士の方にはかかわりはいただいております。

○議長（並川和則君）

島田議員。

○2番（島田一徳君）

普通は、たしか管理者から、その当時は自治体とは違って弁護士さんもいなかったと、顧問弁護士もいなかったという話がさっきあったようなんですけれども、普通、民間の企業というのは、ほかの団体、企業と何かの提携をしたい、あるいは取り引きをしたいというときは、少なくとも自分のところにリスクが来ないかと、負担が来ないかと、警戒心を持ちながら、弁護士とか税理士さんとか、そういった人たちと相談しながら契約というのはするものだと思うんですけれども、そうしますと、私たちの常識から言うと弁護士さんとか税理士に相談する、ということは、それを怠っていたというふうに理解してよろしいんですね。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

怠っていたということは、当然すべきことをしていないというふうな質問だろうと思います。そのような考え方は持っておりません。

○議長（並川和則君）

島田議員。

○2番（島田一徳君）

それはそうだということだと思うので、  
（発言する者あり）

違うとね、もうちょっとわかりやすく説明してもらわないと、私、ちょっと耳が遠いもんだから、平易な言葉でぜひご説明いただきたいなど、私、素人ですから、余り難しいことを言われるとよくわかりませんので、ひとつよろしくお願いします。もう一度ご答弁お願いします。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それぞれの時期に覚書、変更覚書を締結するときに、弁護士の方にはかかわっていただいております。

○議長（並川和則君）

島田議員。

○2番（島田一徳君）

だから、私が聞いているのは、民間の企業に例えて、普通ならかかわっていただくのが普通ではないかということを行っているんですよ。だから、それは怠ったか、怠っていないかと、言葉の問題で多少の語弊はあるかもしれませんが、そこを私は確認を求めたわけでございます。ですから、そういう意味では、弁護士さんはかかわっていなかったということで理解をしておきたいと思います。

それから、もう一つは、うちの市議会の中でも色々意見が出ている問題で、この夢の施設が夢の施設ではなかったんだと、こういうことから、前任管理者は私が責任をとるといって裁判も起こされたというふうに伺いました。ところが、このことで、責任をとると言いながら管理者は辞めちゃったじゃないかと、こういう不満の声というのが、私どもの議会の中にも、あるいは市民の中にも、何ね、あれはという声がよく聞かれるんですよ。だから、こういった市民の声や構成市議会の皆さんに、そこを理解していただく、あるいは説明をするという説明責任があるかと思うんだけど、現管理者の宮本さんはどのようなご見解でございましょうか。

○議長（並川和則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

おっしゃっている意味がよくわからないんですけども、一部事務組合には規約がございます。本来地方自治体がなすべき業務の一部をそこが委託といたしますか、代わって一部の業務を行うというのが一部事務組合のやり方です。この場合には、この場合にはごみ処理にかかわりまして、ごみ処理についての一部事務組合ということになりますもんですから、ごみ処理の部分につきましては、これは地方自治体と同じ権限がありますよということで、私はその中の管理者と、管理者はどういう手続で選ばれるかと申しますと、副管理者の中から選ばれるということになります。そしてまた、議会がございますから、議会のご指摘等を受けながら、チェック等を受けながら、この組織を運営していくという立場にあるんだろうというふうに思っております。

そのこの議会での管理者の責任のとり方というのが、どういうものなのかということもございますけれども、市長としての責任のとり方というのは、それは当然自治法に書いてあるように、その責任をとりたいと思ったら議長に辞職願を出して、議会の議決が要る場合もございますけれども、そういう責任のとり方はあるんだろうと。この一部事務組合の責任のとり方というのがどんな形なのかということは、私もちょっとよく承知していない部分もあるんですけども、管理者というのは、副管理者の中からしか選ばれませんので、4市の副管理者の中からどなたかが管理者になるというような形になるだろうというふうに思っております。そこが、市長が在任期間中はその職を務めると、要するに諫早の市長であれば、今回選挙で私が市長になりましたので、その副管理者の1人として管理者になってきたというような形になります。

副管理者の方もそうございまして、それぞれの任期というのが、要するにこの副管理者の任期というのは、それぞれの自治体での首長としての任期に連動をしている、それは議員の皆様方も立場は同じだろうというふうに思っております、そのこの責任のとり方、管理者を辞職するということになればそれでいいのかということは、またちょっとこういう組織の場合には管理者を辞職して、そして副管理者になるわけですけども、別の管理者が就任したら、それで責任がとれたのかというようなことは、なかなか道義的といえますか、そういう意味では、法律的にはそういうことになるんでしょうけれども、道義的にそれでいいのかなというようなこともありますので、ここで断定的に私が申し上げるわけにはいきませんが、そういう仕組みになっておりますので、非常に責任のとり方としては、普通の自治体の普通の公共団体の責任のとり方とはまた違うんだろうなというふうに思ってい

るところでございます。

○議長（並川和則君）

島田議員。

○2番（島田一徳君）

それは承っておきたいと思います。

それから、先ほどの話を蒸し返すようなんですけれども、要するに私たちがここで色々質問する、あるいは理事者の皆さんにも色々考えていただくというのは、市民の皆さんに迷惑をかけているかいないか、やっぱりそこところがポイントになっていくのではないかというふうに思うんですよ。ごみを処理するに当たって、機種を選定をするにしても、つまり弁護士も中に入れないと、大事なこういう状況のもとで、当時気づかなかったといえ、それでおしまいかもしれませんが、やっぱりベースに敷かれるべきは、住民の福祉の向上ということが一番基本になるだろうというふうに思うんですね。だから、そういう点から行きますと、やっぱり慎重さが欠けていたのではないかと、批判の声は免れないというふうに思うんですね。当時は顧問弁護士がいなかったんだと、それは言いわけとしては存在するでしょうけれども、やっぱり住民福祉の向上という点から見ると、やっぱり抜けておったのではないかとというふうに私は思うんですね。それはそれとして、過去のこととございますし、ひとつ指摘をしておきたいというふうに思うんです。

次の質問に行きますが、先ほど組合の規約の問題で、それぞれの負担金の問題を説明いただきました。組合の規約上は、具体的に変更になって議会で承認されたということなんですか、4分の1というのは。負担額の問題ですが、20%の部分ですよ、私が聞いているのはね。何かまだそれがそのままになっているみたいな話を、前任者たちから聞くものですから、組合議会で4分の1にしますよと、皆さんが意思統一してですよ、4市が意思統一をして、組合議会もそれはいいでしょうと、妥当でしょうというふうになったのかどうか、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほど申したとおりでございまして、組合設立当時は17市町がございまして、17市町のそれぞれの議会の承認のもとに、この規約は発足しております。その後、市町村合併が進んでまいりまして、途中におきましては、諫早市が一番この中で合併が早かったというふうに思いますけれども、その中では2市10町の時代のときもありますけれども、そのときもそれぞれ12団体の議会の承認を経てきております。

また、その後、市町村合併が進む過程において、それぞれの各市議会において、構成市の数が変わる、要するに分担金のうち平等割にかかる分担は、その時点、時点の市町村の数ということで承認をいただいた経過がございます。

○議長（並川和則君）

島田議員。

○2番（島田一徳君）

そしたらですよ、この負担金の問題というのは考えたというふうに認識しておられるんですか。この組合の議会でも色んな兼ね合いがあって、確かに市町村は合併をして4つの市になりましたね。これは私たちも当然わかっているんですよ。しかしながら、先ほどおっしゃった建設費とか運営費とか、もろもろの分の20%部分、あと80%は人口割というご説明だったようですけれども、この20%部分で、この組合が、あるいは変更をした、先ほど変更したらそれぞれの議会の承認を得るとおっしゃいましたね。それもかけているというふうに理解していいんですか。私たちは聞いたことないんですけど。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

最初申し上げましたけれども、組合の規約変更、負担金の変更につきましては、それぞれその時点での各市の了解と、各市議会の承認が必要でございますので、その都度お諮りいただいて、承認をいただいたものになっております。

○議長（並川和則君）

島田議員。

○2番（島田一徳君）

その話は、私は初めて聞きました。ですから、この問題は保留にしておきたいと思います。

それからあと、もう一つ、私が一番最初に言ったのは、この負担金問題、曖昧模糊としているというふうに私たちは思っているものだから、南島原市の場合は特例として5,000万円ほどですか、安くしましょうという話は聞いたんですよ。それは聞いています。だけど、それが特例事項というのは、ほんの一回か二回というのが特例であって、特例がずらっと続けば、これが普通になってしまうんじゃないですか。だから、そういうことも含めて、私は問題が解決していないというふうに思うんですよ。だから、その問題については、私もまだぴしっと理解できませんので、この問題は保留にしておきます。

次の問題です。ごみの減量化というのは、それぞれの市でそれぞれ努力しているからいいんだという話なんですけれども、確かに一部事務組合というのは、管理者がおっしゃったように特定の部署、部分をみんなでやっというということだというのはわかりました。そうすると、このごみの問題で、裁判するとかしないとか、そういうのはかかわりなくて、やっぱり減量化を追求していくと、しかもこの組合つくっているわけですから、この組合がやっぱりイニシアチブをとっていいのではないかと、しかもそれぞれの市長さんたちも参加していると、それぞれの市の関係課長さんたちも参加していると、そうすると、話が早いんじゃないかというように思うんだけど、その点についてどうなのでしょう。ここがイニシアチブとって、もうちょっと積極的に問題提起もし、資源ごみをどうするか、家庭ごみをどうするのかと、そういった内容を市民の皆さんにも理解をしてもらおうと、ごみはどこで発生してどこに行くのかと、簡単な言い方をする、そういうことも理解していただくというような施策とか方策を、この組合でもう少し積極的に提起されてもいいのではないかなという気がするもんだから、私はちょっと聞いているんですが、いかがでしょう。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほど最初のほうに組合の事務というふうな話がございます、あくまでもこれは組合の守備範囲といいますか、業務範囲をこの規約にうたっております。ちょっと読み上げてご紹介いたしますと、組合は次の各号に掲げる事務を共同処理するというふうになっております。第1号に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務、それとごみ処理施設の余熱を利用した施設の設置、管理及び運営に関する事務ということで、あくまでもこの施設の建設、運営とごみ処理にかかる部門を各市から委任されているというふうな状況でございます。

この中に、今、島田議員はもっと組合としてイニシアチブを持って、ごみの減量化とか分別とか、そういったことをおっしゃっておりますし、やはり我々も今現在も各市にお願いし、ご相談しながらしているところもございませけれども、今後の大きな課題というふうには思っています。その時点では、各市におきましても、例えば、ごみの減量化に関することということここに入れるための手続として、議会のご承認をいただくようなことにつながってまいるといふふうに思っています。

○議長（並川和則君）

島田議員。もうすべて終了ということによろしゅうございますか。

それでは、引き続き4番西田議員、お願いいたします。西田議員。

#### ○4番（西田京子君）

最後の質問になって、前の二人の方と重なる部分もあると思いますけれども、私なりに質問させていただきます。

このクリーンセンターですね、2005年4月、本格稼働されたわけですが、この特徴として、万全の環境保全対策、また資源化物エネルギーの全量再利用、また、施設の信頼性と安全性の確保、このようにうたわれてきた施設です。しかし、2005年7月、収集したごみを処理できず、長崎市の処理工場へ委託されたり、また、ピットにたまったごみの腐敗が原因で、周辺地域へのひどい悪臭、また、予定を大幅に超える天然ガスの使用、必要な液体酸素は施設の中で製造するので外部からの搬入はないとされておりましたが、大量の液体酸素が外部から搬入されています。次々に追加施設を建設しないとごみ処理に対応できない、3つの炉を本格改修するためそれぞれ30日間ずつ停止をする、こういうこともありました。また、スラグなど副産物の収入は見込めず、前管理者は、売るというよりも処分をしてもらうためにお金を出さなければいけない実情である、商品ではなく廃棄物である、このように認めておられます。

さっき述べましたこの施設の特徴は、どれをとってもクリアされているとは思えません。欠陥施設と認めざるを得ない状況であります。このことについて、新管理者にこういう現状自体をどのように受けとめておられるのか、また今後ごみ行政へどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。重なる部分もあると思いますけれども、答弁をお願いします。

二つ目です。この施設は、1トン当たり処理費用が安くなり市民負担は軽減されます、こういう説明がされてきました。旧諫早市の場合、平成15年度のごみ1トン当たりの処理費用は16,244円、また長崎東工場では12,831円、ここ、クリーンセンターでは当初予定していた処理費用は1トン当たり12,764円と言われておりましたが、処理費用はそれよりもずっと2倍近く高くなっております。

また、スラグ等副産物はすべて資源化され、再利用され、有用な商品と言われてきましたが、スラグの売却収入が40万円に対して経費が1,700万円かかっている、これは2008年2月20日の組合議会で説明があったものです。これでは自治体財政を圧迫するのではないかと、市民の皆さんの中からも不安の声が聞かれます。先日のここの協議会のときでも、龍田弁護士は金喰い施設、こういう表現をされましたけれども、まさにそのとおりであると思います。今後それぞれの構成市の分担金はどうなるのか、示してください。



三つ目です。クリーンセンターが本格稼働して5年目に入っております。来年3月で5年間の保証期間が切れるわけですが、このことでどのような影響が生じるのか、具体的に示してください。

四つ目です。今まで述べたように、周辺地域への悪臭からごみ処理の外部委託、施設の改修工事、また予定以上の助燃剤の搬入など、市民はこの施設の現状と今後市民がどのくらい負担を負うことになるのか知る権利があり、また同時に管理者はこのことを市民に明らかにすべきだと思います。私が諫早市議会の中で同じ質問をしました。そのときの市長答弁は情報公開するのは一部事務組合である、このことを組合に伝えておくというものでした。一日も早く市民への情報公開システムをつくってほしい、これは市民の要望でもあります。管理者の考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

**○議長（並川和則君）**

管理者。

**○管理者（宮本明雄君）**

今、重複する部分が非常に多かったんでございますけれども、簡単にお話をしてみたいと思います。島田議員のご質問と重複しておりますけれども、私のスタンス、立場といたしましては、今、そういう性能欠陥がございますので係争中であるということでございますので、この裁判を戦っていくことによって、その結果を見ながら、今後のことについては考えていく必要があるんだろうというふうに思っております。

裁判でございますから、これは戦いです。戦いは勝つ必要がございますので、ぜひ皆様方のご支援とご協力を賜りまして、代理人でございます弁護士さんの支援をすることによって、戦いが有利に展開するようしていきたいというふうに思っております。原告は私どもでございますので、代理人が弁護士でございますので、ぜひそういう意味でご協力を賜ればというふうに思っております。引き続き前管理者の踏襲されました裁判を継続し、そして、納得いく結論を得たいという希望を持っているということで、ご理解を賜りたいというふうに思います。

**○議長（並川和則君）**

事務局長。

**○事務局長（金原憲昭君）**

2点目の、これからの構成市の分担金ということでございます。むしろ財政的な今後の展望というふうなお尋ねではなかったかというふうに思います。

まず、分担金につきましては、先ほど島田議員のほうにご説明したとおり、鋭意協議、ご相談をしておりますけれども、なかなかやはり4市が合致する、合意できるような点に至っていないということを、まずご理解いただきたい

というふうに思います。

今後、財政問題でございますけれども、やはり今後、起債の償還あたりもずっと続いてまいりますし、このような状況の中で、裁判で一刻も早い決着がないと、やはり経費も相当掛ってまいるということは、ご承知のとおりでございます。したがって、私どもとすれば、一刻も早くきちんとした内容で、この裁判が決着をし、また性能的にも、用役費がこれ以上掛らないようなことでJ F Eの責任によりまして補修と申しますか、改善をしていただきたいというふうに、まず思っているところでございます。

次に、5年間の保証の関係でございます。保証期間は当然J F Eで負担により補修、改善を行ってきたような事柄を、これが今年度いっぱい切れてしまいますので、終了後となると当然組合負担というふうになってこようかというふうに思っています。したがって、先ほどもお話しましたように、保証期間内に仕様書どおり、組合の要求どおりのものになっているかどうか、それを検証し、仕様を満足していない場合は改善を求めする必要がありますので、今年度末で保証期間が切れるということから、日本財団法人日本環境衛生センターと契約いたしまして調査を行うというふうにしております。この調査結果をもとに、必要な指摘事項があれば、当然メーカーの責任でもって改善してくださいということを求めるようにいたしております。

それと、市民への情報でございます。私どもは昨年4月に情報公開条例を施行させていただきまして、昨年度で約50件程度の情報公開請求内容で、大半は、お出ししているようなところでございます。とにかくこういったことを含めまして、組合の情報を公開する方法といたしましては、もう一つは組合のホームページがございます。これは、月間の一般廃棄物の搬入量とか処理量、また最大の関心事でございましたダイオキシンの測定結果、それでまた、財政状況の公表等を定期的に掲載して、公開をいたしているところでございます。

また、臨時的、突発的に説明を有する事案が発生した場合は、できるだけ早く構成市民の方々へ、ご安心いただけるように正確な情報の提供することは、大変必要だというふうに思っております。今後さらにこの組合だけじゃなくして、構成市のホームページとか広報誌への掲載など、ご協力をいただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（並川和則君）

西田議員。

○4番（西田京子君）

最後の質問で、ホームページ、また情報公開ということをおっしゃいましたけ

れども、一般市民の方は簡単に、今若い人はどんどんされていると思いますけれども、私たち年齢、またもう少し上の方なんか、そういうことは余りできない人が多いと思うんですよね。失礼な言い方かも知れませんが、わからない方もいらっしゃると思います。市民の方への情報をする必要のあるということを言われましたけれども、どういう方法をこれからしようとされているか、そこら辺を詳しくお願いいたします。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

仮に危機管理という視点から申しますと、ここから異常な状態となって、例えば、ダイオキシンが基準を超えてしまうとか、そういったことがあったら、当然これは周辺の方に即お知らせする必要がありますから、車を借り上げて走り回るとか、そういった対策も当然考えていく必要があろうかと思えます。

ただ、その辺のところを、それより軽度、例えば、施設のトラブルがありまして、一時的に炉等を止めなくてはいけないとか、そのことによりまして、例えば、ここでごみの受付が不可能になるとかというのであれば、先ほどのダイオキシン同様、走り回って各市にお願いしながら対応していく必要があると思っておりますけれども、一時的に炉のピットのごみ状況等が許せば、やはり若干の余裕があるものですから、その状況に応じた広報の手段を、その時点、時点で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（並川和則君）

西田議員。

○4番（西田京子君）

そういう今のごみ処理施設の状況を知る上で、知れば市民の方々も、状況を知ってごみ減量に努めないといけない、そういう自分たちで認識を高められるということもあると思うんですよね。だから、もう少し易しい、難しいダイオキシンがどうのこうのじゃなくて、今のごみ処理施設はこうですよと、ごみの出し方もこうしたほうがいいですよとか、そういうふうな情報を流していただきたいということと、つい先日、ここを改修工事されましたよね。そういうのも私たち議員にも一切知らされていなかったというところもあるんですよ。そこら辺も私たちは情報が全く入らないなど、そういう私たちは認識をしておるところなんです。

そして、もう一つですけれども、この保証期間が切れたということで、色んな自治体で財政を圧迫していると、今までの補修工事なんか保証されていたのが、単独ですということ、ものすごく財政が圧迫されているとい

う、そういう新聞報道とかも見ておりますけれども、この諫早市、このクリーンセンターにおきまして、過去3年、4年半ですか、今までそういうこと、改修工事とか行われてきていると思うんです。これが保証期間が切れたということで、どのくらいの財政負担になるのか示してください。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今現在、具体的に保証期間が切れたからどのくらいの負担につながってくるのかというのをきちんと把握するため、今回、5年経過保証にかかる検査業務を専門的な機関にさせていただいているところでございまして、基本的には今現在の私どもが先ほどから論議になっております5億8,700万円とか、そういったもともと組合がJFEと交わした中に一定の金額の範囲内で運転することというのがございますので、それらと照らし合わせながら、当然負担する必要があるものは負担してまいりますけれども、一定の抑制と申しますか、天井があるというふうに考えております。内容については、今後この検査業務の中においてきちんと整理されていくというふうに考えております。

○議長（並川和則君）

西田議員。

○4番（西田京子君）

先日、資料をいただきました中に不具合報告の履歴、こういうのがありますよね。これを見ますと、過去に遡ってずっと4年分ですかね、19年度分まで、色んな不具合が出ているところがあるんですけども、こういうのはそれぞれやっぱり修理補修されてきたと思うんです。これが、今後切れた場合、どのような形で組合のほうに負担をこうむってくるのかということを私は尋ねているんですけども。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それらが、果たして施設の設備に問題があるのかどうかというのを、きちんと検証するために、今、検査をやっているということですから、具体的にかなりの数を挙げていますけれども、それがそっくりそのまま組合のほうの負担につながるものではないというふうに考えております。

○議長（並川和則君）

西田議員。

○4番（西田京子君）

じゃあ、ここに載っている部分だけでいいですので、相当載っていますけれども、ここに載っている部分をどのくらいの費用をかけて補修されたのか、じゃあ、それが5年間の期限が切れた場合、その全額がここに掛ってくるのか、そこら辺はどうなるんですか。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

だから、それをきちんとするために検査、調査をお願いしているというふうに思っています。

○議長（並川和則君）

西田議員。

○4番（西田京子君）

じゃあ、今すぐこの金額的なことはわからないということですが、これはいつの時点で、じゃあ、5年経った時点でわかるんですかね。3月末になってからわかるということですかね。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

その検査業務につきましては、当然これ年度内の契約でございますので、最終的な報告と申しますか、成果物は3月になってから出てこようかと思っています。

○議長（並川和則君）

西田議員。

○4番（西田京子君）

じゃあ、この単年度の分はわかりますか。ずっと、年度別。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

申しわけありません、質問の意味がわからないんですけれども。

○議長（並川和則君）

西田議員。

○4番（西田京子君）

私は、この保証が切れた場合、ここ構成市4市民の方たちにその分、負担が来ると思うんですけれども、それはどうですか。負担が掛ると思うんですが、掛らないんですかね。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

当然必要な修理について、部品の取りかえについては組合の負担になるのかと思っておりますけれども、J F Eの責任として行ってもらえるもの、もしくは極端にいいますと、この施設は瑕疵が問われるねというふうなものも出てこようかと思っております。したがって、すべてが回って市民の負担というふうには考えておりませんし、また一方、覚書等にもありますように、運転開始から15年の経費につきましては、維持補修につきましては、30億円、年間に換算しますと2億円ですね、そういった規定もございまして、そういった中でJ F Eと協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（並川和則君）

西田議員。

○4番（西田京子君）

またそのときになったら、私も勉強してから質問いたします。そしたら、この情報のことですがけれども、市民への情報を知らせる、最後の質問ですがけれども、これは、やはり私たち女性にとって、ごみ問題は日常かかわっていることですので、そのことをやはり正確に、この処理場の実情を知らせて、こういうことに取り組んでほしいという、ごみ減量化が一番真っ先に来ると思うんですけれども、ごみの分別ですね、そういうことを宣伝というのかな、報道してほしいということが一つあります。これは本当に一日も早くしてほしいと思うんですけれども、もう一歩進んでどういうふうに行うかと思われているのか、決意のほど聞かせてください。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

ごみの減量化というのは非常に大きな課題だと思っております。少なくともこのことにつきましては、先ほど規約の中でも申しましたけれども、ごみの分別とか減量とか、そういった推進は各市のほうの事務として整理されておりますので、我々は各市とも協力、連携しながら、なおかつ先ほども加えて申し上げました、やはりこの施設の特性、特質に合うようなごみの分別を、組合としてイニシアチブを持ちながらも行う方法も検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（並川和則君）

西田議員。

○4番（西田京子君）

市議会で質問すれば組合のほうにとか、組合に質問すれば市議会のほうにと、そういう言い方をされるのが何かちょっと、そういうふうにとらえられるような言い方をされたみたいですので、そうじゃなくて、やっぱりここはここでちゃんと取り組んでほしいということをお願いしておきます。終わります。

**○議長（並川和則君）**

これにて通告されました一般質問はすべて終了いたしました。  
会議をしばらく保留し、休憩いたします。

（午後 2 時 3 0 分 休憩）

（午後 2 時 4 0 分 再開）

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長のほうから発言を求められておりますので、許可したいと思います。事務局長。

**○事務局長（金原憲昭君）**

先ほどご質問のお答えの中で、一点修正をさせていただきたいというふうに思います。

合併と組合の負担金の時期の問題でございまして、私、最初はこの 4 市の中においては、諫早市が平成 17 年 3 月に合併をいたしております。その後、雲仙、島原、最後に南島原という流れがございまして、その都度規約改正を各市町に議案として上げて承認いただいたというふうな内容でご説明しましたけれども、諫早市が合併するとき、今後の各市町の合併によって市町が減った場合は、分母はその時点での数とする平等割の分母を最初 17 が、12 になり、最終的に 4 になったというのを含ませてご承認をいただいたということでございましたので、その都度分母を変えることを各市町で承認されたものではないというふうにご理解をいただければ。流れはずっとそれを追っかけていますけど、合併とあわせて変わってきておりますけれども。

（発言する者あり）

**○議長（並川和則君）**

次に、日程 7 に入ります。

議案第 7 号「平成 20 年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について、事務局のほうから説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（金原憲昭君）**

議案第 7 号「平成 20 年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

本案は、平成20年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算がまとまりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査を受け、意見を付して議会に認定をお願いするものでございます。

お手元にお配りいたしております主要施策の成果説明書によりご説明したいと思っておりますので、並行して決算書のほうもご覧いただきたいと思っております。

まず成果説明書の3ページをお開きいただきます。

決算書は1ページから4ページになります。

平成20年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額32億4,494万4,957円、歳出総額28億6,233万4,550円でございます。歳入歳出差引残額3億8,261万407円、実質収支も3億8,261万407円となっております。

表1をご覧ください。

平成19年度決算との比較でございますが、歳入総額で約5,896万円の減、歳出総額で約2億359万円の減となっております。

歳出総額の減の主な要因といたしましては、公債費が前年度に比べまして2億9,200万円ほど増加いたしているところではございますが、比較する19年度は長崎市等へのごみ処理の委託をJFEの負担で行っておりますので、この委託料が歳入歳出それぞれ1億2,350万円ずつございますので、この分の減、また、地元還元事業1億5,000万円の減、あわせまして、本体の運転委託料、点検整備の委託料で1億920万円の減となっております。

また、天然ガスの燃料費の減8,875万円、電気代の減1,280万円が主なものでございます。

次に、歳入決算についてご説明をいたします。

成果説明書の4ページをお開きください。

決算書は7ページから10ページになります。

まず1款. 分担金及び負担金でございますが、決算額23億4,913万2,000円でございます。構成市からの分担金となっております。

成果説明書9ページをご覧ください。

別表4でございます。

ここに各構成市の分担金額明細を記載しております。

これにつきましては、平成20年度補正予算第1号で南島原市の臨時的な特別措置による軽減ということで、5,086万8,000円の減をいたしたところがございますので、当初予算24億円との差額が生じてきているところでございます。

もう一度4ページをご覧ください。

続きまして、2款. 使用料及び手数料でございます。



決算額①、②を合計いたしまして、1億7,700万8,862円となっております。

内訳は、NTT西日本及び九州電力からの電柱等のごみ処理施設敷地使用料として1万9,562円納入されております。また、業者及び一般家庭から直接持ち込まれました年間ごみ受け入れ量80,426tの36%に当たります約29,000t分の廃棄物処理手数料として1億7,698万9,300円が納入されております。

次に、4款. 財産収入でございます。

基金預金利子として401万4,022円となっております。

内訳は、財政調整基金預金利子369万2,245円、ごみ処理施設建設基金預金利子5,788円、用地取得基金預金利子31万5,989円となっております。

次に、決算書は9ページ、10ページになります。

5款. 繰入金でございます。

財政調整基金から4億6,096万2,000円を繰り入れいたしたところでございます。

次、6款. 繰越金です。

繰越金は19年度からの繰り越しということで、純繰り越しでございます。2億3,797万9,967円でございます。事業繰り越しはございません。

次に、7款. 諸収入でございます。

1項. 預金利子として142万8,421円でございます。歳計及び歳計外現金預金利子でございます。

2項. 雑入としては、余熱利用施設上水使用料として指定管理者から1,125万4,440円入っております。その他余剰電力販売料12万382円、副産物販売料63万6,237円、また、ここに持ち込まれるごみのうちから段ボール等につきましては再販をいたしておりますので、そのお金が88万9,460円となっております。

昨年12月にご報告させていただきましたけれども、元職員の不祥事に関連するものといたしまして、着服いたしておりました廃棄物処理手数料の返還金として23万7,759円、同じく不祥事関連で地元還元事業の道路拡幅事業に係ります分筆登記の委託を19筆いたしておりましたが、このうち完了していなかった14筆分36万2,958円を土地家屋調査士協会から返還を受けております。そのほか91万8,449円で、雑入の合計といたしましては1,441万9,685円となっております。

以上で歳入についての説明を終わらせていただきます。

引き続き歳出決算のご説明をいたします。

成果説明書の5ページをご覧ください。

決算書は11ページ、12ページとなります。

1款. 議会費でございますが、予算額186万6,000円に対し決算額は150万8,025円となっており、執行率は80.8%、不用額は35万7,975円でございます。

不用額の主なものとしたしましては、議会定例会2回及び臨時会2回の開催を見込み計上いたしておりましたけれども、20年度は臨時議会がなかったことなどによります費用弁償の執行残が主なものとなっております。

次に、2款. 総務費でございますが、まず総務管理費でございます。

決算書は11ページ中段から14ページとなっております。

決算額は7,824万6,342円で組合の管理運営に係る経費でございます。予算額8,501万3,000円に対し執行率92%、不用額676万6,658円となっております。

不用額の主なものは、施設清掃業務委託の入札執行残や、給与、需用費の執行残などがございます。

次に、監査委員費でございます。

決算書は13ページ、14ページ下段となります。

決算額は23万3,991円、予算額40万7,000円に対しまして執行率57.5%、不用額17万3,009円となっております。

不用額の主なものは、費用弁償の執行残となっております。

3款. 衛生費でございます。

決算書では15ページから20ページでございます。

決算額は14億7,544万1,173円となっており、予算額17億9,721万9,000円に対する執行率は82.1%、不用額は3億2,177万7,827円となっております。

主な支出は、施設の燃料費、光熱水費などごみ処理に係る用役費や運転委託などに要する経費、余熱利用施設の管理費などがございます。

併せまして、今回特徴的なものとしたしまして、先ほど申しました元職員の不祥事に関連して、2月定例議会でご報告しご承認をいただきました損害賠償額でございます。

平成17年12月に実施いたしました道路融雪剤散布業務の未払いについて、平成20年12月までの2年10カ月分の支払遅延利息4,500円と当該委託料4万3,050円を支出いたしております。併せまして、地元還元事業として平成18年度に実施いたしました小豆崎木場山線の道路拡幅に関する土地の未登記分を確認する中で、私有地の一部に拡幅が及んでいたことがわかりましたので、その分57.2㎡を91万5,200円で購入いたしてお

ります。

また、先ほど事業関連報告でも申し上げましたが、余熱利用施設の運営赤字の補填として、19年度は約300万円を指定管理者でございます株式会社協栄へ支出しておりましたが、20年度は経費削減など努力によりまして収支が約89万円の赤字にとどまったことから、組合からの補填はございませんでした。

不用額の主なものにつきましては、燃料費の執行残1億5,833万2,484円や運転管理業務の執行残3,046万9,400円や点検整備補修業務の執行残7,231万3,000円などでございます。

次に、4款. 公債費でございます。

決算書では21ページ、22ページとなります。

決算額13億690万5,019円は、一般廃棄物処理施設建設事業債及び余熱利用施設整備事業債の償還金元金及び利子でございます。執行率99.9%となっております。

内訳は、元金が11億1,544万4,246円、利子が1億9,146万773円となっております。

なお、成果説明書10ページに今後の起債償還表を掲載しております。

最後に、5款. 予備費でございますが、対応すべき事案がなく、1,000万円全額不用額となっております。

次に、決算書23ページには実質収支に関する調書、25ページから最終28ページは財産に関する調書を掲載しておりますが、この中で1点ご報告がございます。

25ページ、26ページの土地及び建物の表をご覧ください。

あわせて、決算書の後ろに添付しております「平成20年度決算資料」の3枚目の資料3をご覧くださいと思います。

土地、地積の決算年度中増減高にマイナス3,290.62㎡と記載しておりますが、平成18年度の地元還元事業に伴い市道拡幅のために購入した土地19筆2,029.15㎡が未登記の状態であったことから、所有権移転登記を進めておりますが、年度末までに11筆分、890.1㎡を終了しております。また、先ほど申しました57.2㎡購入いたしましたので、この分の減が1,081.94㎡となります。

このほか、土地台帳を整理する中におきまして、平成13年度に購入した土地の台帳記載誤り991.83㎡、平成15年度に西部リレーセンター用地を造成する際に道路用地として当時の千々岩町に譲与した987.86㎡と、平成16年度と平成18年度にクリーンセンター用地内の水路のつけかえをした際の減面積222.2㎡などの誤謬が判明いたしましたので、併せて平成

20年度の増減として計上させていただいております。どうかご了承賜りたいというふうに思っております。

次に、別冊の審査意見書でございます。

7月15日に監査委員によりまず決算審査を受けましたので、審査意見書を添付いたしております。

以上で平成20年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（並川和則君）

では、これより議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しいただきたいと思っております。質疑は歳入歳出それぞれ3回まででございますので、よろしく願いいたします。

まずは、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

#### ○6番（牟田 央君）

歳入は7ページから8ページにあるんですが、歳入というのはごみ処理手数料だと思うんですが、この施設を建設するときには、とにかくありとあらゆるものを持ってきてくださいというような話があったですね。先ほどの一般質問でもあったんですが、自転車でも何でも結構ですよ、すべてとにかくごみにすれば資源になるということで、私に言わせれば、とにかくごみをかき集めてきて、いかに夢のような施設を利用するかというようなことだったわけでしょう。だからこれ、手数料が減るのを覚悟で、かつて私も言っておるんですが、落ち葉から何からすべて持ってきて燃やさんばいかんと。しかし、落ち葉は家庭ごみとしてそれぞれ燃やしていいんじゃないか。しかし、場所によってということなんですね。だから、場所によって燃やせるものは燃やしていいんじゃないかなという、私はごみ減量化というのは施設に持ってくるごみを減量するという考え方なんですね。ですから、落ち葉、それから、自分のところの剪定したもの、それから、例えば調理くずとか野菜ですよ。野菜というか、生ごみを自分のところで処理してください。このことによって衛生手数料が減っても私はいいと思うんですよ。だから、もう17年、18年、19年、20年、21年、5年目になるわけですが、根本的に、学校の施設だって昔は燃やしよったわけですよ。だから、もう一回そういう施設のあるところを利用できるものを、壊したところをあえてつくれとまで言いませんよ。まだしかし、壊していないところだって各家庭にあるんですね、ごみを燃やすところ。そういうところも、もう一回利用してもいいんじゃないかなと思うんですが、そうすると衛生手数料が減るから

というような論議なのか。私は衛生手数料がたとえ減っても、ごみを畑で燃やすものは燃やす、そういう考え方を持っておるんですが、管理者とすれば、いやあ、ありとあらゆるものを持ってきてもらわんと、ごみ手数料が減るから困るんですよというような考え方かどうか、そこら辺を述べてみてください。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほど申しましたように、20年度は80,426tということで、既に計画数量以下になっておりまして、今後さらに減量化に努めていくというふうに申し上げました。ただ、言葉が足りなかったかもしれませんけれども、やはりリサイクルだけじゃなくして、ごみをつくらないとか持ち込まないとか、そういった施策が前提として私はイメージしておったんですけれども、その辺の言葉を使っていなかったものですから、議員ご指摘いただいたものというふうに思っております。

手数料については、年々減ってきておりますけれども、これはその趣旨からすれば、当然適切な方向になってきているというふうに評価はいたしております。

○議長（並川和則君）

牟田議員。

○6番（牟田 央君）

9ページ、10ページの財政調整基金繰入金4億6,000万円されているんですが、これはうちも歳入は財政調整基金は今これだけしかないのかどうかということですよ。もっとほかに、財政調整基金を歳入に入れて、それから、残ったらまたどこかに積み立てるのかどうなのか。

それから、ほかの基金というのは、これで歳入にしなくても運営ができたから、歳入に入れていないということになるんですかね。

それと、これはどこで聞けばいいかわからないんですが、歳入歳出だけしか言えないのか。これ、どこで聞いていいかわからないから発言しておるんですが、監査意見とすれば、2ページには「コンサルタント等と協力して施設の運営方法を研究し、一部を直営方式での運営を行うなどを含め、現在の施設を最大限有効活用するための方法を検討していただきたい。」となっていますよね。これは歳出が減るためのものなのか、それともまた、歳入をふやすためのものなのか、そこら辺、どういうことか書いてあるのか。恐らくこれは歳出を減らすためにということなのかと思うんですが、もう一方では歳入を増やす方法だってあるんじゃないかという考え方もあっていいん

じゃないかと思うんですが、そこら辺どうなのか。2問目ですから答えてください。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず財政調整基金の件でございまして、昨年20年度において4億6,000万円取り崩しをいたしておりまして、残高は、この段階で資料にお示しいたしておりますように、5億6,800万円程度となっておりまして、当然21年度の予算におきましても、約3億円を当初予算の中に繰り入れて使用させていただくようなことになっておりまして、あと残額は2億円台というふうになってまいります。

この財政調整基金につきましては、今後緊急時の財政出動と申しますか、必要な経費に充てることのできるということで財政調整基金条例を設置しておりまして、昨年末では約10億円あったのがこのような状態で、今後2億円台まで減ってくるが見込まれておりまして、状況いかにによっては今後、繰越金等についても財政調整基金のほうにどう充てていくか、後で検討していく必要があるというふうに思っております。

また、ほかの基金、施設建設基金とか用地取得のための基金がございまして、それぞれその中で発生いたしました利息につきましては、またその基金の中に積み上げるという方式でございまして。

そして、先ほど監査と申しますか、決算審査の中のご意見につきまして、ご質問を最後はなされておりますけれども、基本的には、監査の方々と話をしていく中においては、やはり今後、組合の運営経費と申しますか、経費を減らすために、どのような方式でもって施設の維持管理を進めていくかということが監査の主な指摘事項でございまして、今後は監査のほうからご意見をいただいたことを真摯に踏まえまして、どのような形態で進んでいくか。ただ、この場合はどうしても特殊な部品、特殊な施設でございまして、先ほど論議がございまして、この辺は慎重にしなければと思います。ただ、やはり我々の通常の事務の進め方において、どのようにすれば経費の削減を図ることができるのかなというのが必ず前提になければならんことかなというふうに思っておりますので、その精神で頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（並川和則君）

牟田議員。

○6番（牟田 央君）

話が出ました財政調整基金なんですが、10億円あったのが今21年3億

6,000万円取り崩した、残高は2億6,000万円ぐらいだと。2億何ぼですよね。財政調整基金は議会が承認したことではありますが、5千80何万円ですかね、いわゆる南島原市の分担金を減額するということになるわけですね。そうすると、私は一昨年からのこの組合議会に参加させていただいて、もう財政調整基金を取り崩して1市のためにするのは相成りませんよというのはこの前も発言したんですよね。21年の予算のときにも言ったんですが、方向としてはどうですか。もうひっ使うてしまうまで、とにかく1市のために財政調整基金を使うのか。分担金とすれば、どこ市とどこ市が増えるから、どこ市とどこ市は少なくなるからというような話を聞くんですが、もう本元に帰って、議会が承認すれば何でもかんでもいいさということはいくはないでしょう。ね、代表監査委員の本村先生。1市のために財政調整基金を使っていいのかどうなのか。というのは、分担金収入が減るという意味で私は言っているんですよね。代表監査委員いらっしゃいますので、一言述べてもらいたいんですが。

○議長（並川和則君）

代表監査委員。

○代表監査委員（本村三郎君）

監査委員の本村です。我々は、予算が議会を通りまして、それがそのとおり執行されているかどうか、それが効率的であったり、法にかなっているかというような観点で監査をしております、今おっしゃるようなことについては権限外だろうと思っております。よろしいでしょうか。

（発言する者あり）

それも控えさせていただきます。

○議長（並川和則君）

ほかにございませんか。

○11番（小嶋光明君）

2款2項1目の衛生手数料、これが1億7,700万円ぐらいしか入っていないようですけれども、一般の方の手数料と業者の手数料が入っておると思うんですけど、割合と、それから、どのくらいの業者がおるのかわかれば教えていただきたい。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

資料を探しますので、ちょっとお待ちいただけますか。

まず最初に、ごみ処理手数料でございませぬけれども、事業系と家庭系がございまして、家庭系ごみが平成20年度で重量で1,437.35t、事業系

ごみが27,647.33t搬入されております。これが全体のごみの量の約三十数%というふうになったところでございます。

(発言する者あり)

搬入している事業系の業者の数でございますけれども、今は資料を持ってきておりませんので、後からでもご説明したいと思います。

○議長(並川和則君)

そしたらあともって、これは保留しておきます。どうぞ、小嶋議員。

○11番(小嶋光明君)

業者の数は後でちょっと教えていただければ、もう議会では結構です。

私の聞くところによると、諫早市なら諫早市で特定はできませんけれども、委託を受けた業者が事業系のごみを行政のごみと混ぜてやっていて、それをこの事業系から収集する場合に安くして困っているというようなことを聞いておるわけですよ。島原市の場合は、東部リレーセンターでは検査をしよりますよね。この施設でもやっぱり検査をしとるわけですか。

○議長(並川和則君)

事務局長。

○事務局長(金原憲昭君)

東部、西部、本体、それぞれごみの検査員を委嘱いたしまして、必要な検査をしております。

○議長(並川和則君)

小嶋議員。

○11番(小嶋光明君)

量的に、私の考えるところによれば、1億7,000万円のほとんどが事業系ですたいね。家庭系は1,437tぐらいしか入ってきていない。だけど、もう少し私の知り得る範囲では、事業系のごみの手数料がもう少し上がってもいいんじゃないかと思うわけですね、実際に言ったら。搬入する業者も結構多いですよ。それで、チェックがどのようになっているのか。例えば、諫早市はずっと業者に委託をされておるんですよ、だから、それが一般事業系も混ざって入れば手数料が減るわけですよ。その辺をもう少しチェック体制をせんば、このくらいの額は、1社の額が、私も一応しておるけれども、うちでもこの10分の1ぐらいは出しよるわけですよ、1千何百万程度は。わずかなもんですよ、うちが出しよるのは。だけど、諫早市あたりから4t車あたりで来て、安くして価格をとともじゃない、手数料にも足りないような金額で取っていくような業者もおるわけですよ。そういうところを把握してちゃんとしているのか。もっと私から言わせれば、手数料はこれの倍以上あってしかるべきじゃないかと思うわけです。今後精査して、調査



をして、また次の議会にでも聞かせていただければと思います。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかにございませんか。

○2番（島田一徳君）

7、8ページお願いします。

1款1目のところなんです、分担金の中で衛生費分担金というのがあります、関係市分担金というのが計上されております。これは当初、覚書との差額というので一覧表をいただいているんですが、19年度で既に2倍になっていると。こういうふうに見ていきますと、これを各市の分担金の中に勘案しますと、これらがさっ引かれた場合に、それぞれの市の負担金というのはどの程度下がるのか。ちょっと補足説明をいただけませんか。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

現時点でそこまで考えて計算した経過はございませんけれども、やはりこういう裁判の結果、求めている額がどのようにこれに反映されるのかというのが、構成市とも打ち合わせ、協議をしていかないと、やっぱりきちんとしたルールはできないものということで、現時点ではそのことに関するお答えを差し控えさせていただきたいというふうに思っています。今後の検討課題というふうに整理させていただきたいと思っています。

○議長（並川和則君）

島田議員。

○2番（島田一徳君）

大ざっぱな数でも出ませんか。ちょっとしつこいようだけど。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

当然、もしも裁判等で判決なり決定がされてお金が帰ってきたとなれば、それを例えば構成市のほうに一定の割合をお返しする、もしくは組合のほうで財調なり積み立て、色んな方法がございまして、ただ、どうなるかというのは、やはり今までの負担金の割合に応じた内容になってくるのではないかと。

○議長（並川和則君）

島田議員、もう一回議事進行で質問のほうをお願いします。

○2番（島田一徳君）

すみません、議事進行について。

私が聞いているのは、この裁判所の請求額、内訳書というのを見ていただくとよくわかると思うんですけども、17年度、18年度、19年度とそれぞれ弁護士さんのほうで数字を出していただいているんですね。これでいきますとね。全体として12億7,000万円ばかり、当初覚書との差額というのもそのくらいありますよというのが弁護士先生の試算なんですね。こういうふうにして見ますと、恐らくこれに遜色のないところの負担が各自治体に課せられているんだらうというふうに私は思うんですよ。そういうの、今さっき事務局長おっしゃったけれども、それをだれがストックするかというのはまた別問題として、例えば、島原市はこれでいきますと5億3,696万円負担していますよと、こういう報告ですね。そいけん、諫早市の場合は12億円の金を負担していただいておりますと、こういうふうになっているわけでしょう。そうすると、この中から19年度を例にとって話をすると、12億7,000万円、この分が余分に我々4市が負担しているということになるわけでしょう、裏を返せば。だから、大ざっぱな数で結構ですから、大体どのくらいそれぞれの市にオーバー負担があるのかということの説明いただければなというのが私の質問の趣旨なんですよ。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

ちょっと今その数字を私が勘違いして申しますと、非常に問題が多くなってまいりますけれども、先ほど負担金は建設費、これは現在償還している借入金の返済に大体合っています。

負担金は3つの勘定があつて、今、建設費については、これまでの建設に要する借入金の返済が主になっておりまして、今回裁判で損害賠償を求めておりますのは、主に運転費に係る経費が今まで超過負担だったということで、それを求めて、また、一定の工事につきましても返してくださいというふうに申しておりますので、主体は運転費になろうかと思っております。その辺のところもございますので、もうしばらくその辺はご猶予をいただければ。

○議長（並川和則君）

島田議員、もう一回ありますが、質問しますか。はい、どうぞ。

○2番（島田一徳君）

私も素人ですからよくわかりませんので聞きますが、要するに、今おっしゃった建設費に対する返済とかなんとかとは関係なく、全体としてお金が足りないから負担してくださいよということでしょう、4市に対して。だから、これでいきますと、弁護士さんが言っているのは12億7,400万円と。19年度に例をとるんですよ。これは多大な数字です。このように言えば、払

い過ぎておる、本来ならばJ F Eが負担すべきお金なんですよと。このお金をもしJ F Eがいいよと言って支払いをするというふう考えた場合に、それぞれの市の負担額というのは当然減るわけですから、そういうふうにして換算した場合に、それぞれの市の負担というのはどれぐらい減るものか教えていただけないかというのが私の質問の趣旨なんです。

○議長（並川和則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

ご質問の趣旨については十分理解をしておりますけれども、今の負担金と、成果説明書の10ページでございます起債償還表というのがございます。起債の償還でいきますと、20年度は元利合計で13億円余りです。その額と今回負担金としていただいておりますのが23億円ぐらいということでございますけれども、それを単純に引けばどうなるかという答えが出れば非常によろしいんですけれども、繰入金とかそのほかの歳入もございますので、そこはやはり誤解を招かないために、事務局長が申しておりますように、少し時間をいただいて、計算をして次の議会にでもご報告をさせていただくというのがよろしいんじゃないかと私は思っておりますが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（並川和則君）

ほかにございませんか。

○12番（永尾邦忠君）

先ほどの島田議員の一般質問の中で、私の聞き間違いかもしれませんが、今、関係市の分担金の部分で、それぞれの予算はこちらの議会で承認して、市に持ち帰って承認はしているんですが、ただ、この分担の率というか、そこら辺までをそれぞれの議会が承認したような感じで受けとめられるような答弁みたいな感じだったので、そこら辺がはっきりしていただかないと、我々はそれぞれの議会で、今言ったように、ここで認めて市で認めるんですが、分担率についてはまだ認めていないんですけれども、誤解のないようにその辺の答弁をもう一回やり直していただきたいと思います。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

規約における負担金の方法につきましては、一定の定めがありますということをお申し上げました。3つの勘定、建設費、運営費、運転費の勘定がありまして、まず建設費につきましては、20%が平等割、80%が人口割でございます。次に、運営費でございますけれども、これも建設費と同様、20%

が平等割、80%が人口割で、次の運転費につきましては、率は変わりませんけれども、20%が平等割、残り80%はごみ量でもって割りますので、その中の平等割でございますけれども、現在の組合の規約の規定は4市でございますので、4分の1ずつ負担をいただくというルールになっております。

○議長（並川和則君）

永尾議員。

○12番（永尾邦忠君）

今言っておられる意味はわかるんですが、ただ、島原市議会はこのことを通すことと、今、副市長さんたちでそれぞれ話し終わっている分担の率というのは今相談中だから、一応これを認めてくれということで通している部分があるんです。そこら辺を、先ほどの答弁だともう各議会が認めたような感じで答弁をされたので、私の聞き間違いかどうかはわかりませんが、そこをはっきりしてくださいということなんですが。

○議長（並川和則君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

組合の規約としては先ほど申し上げたとおりでございます。その後17年度に、この分担金についての見直しができないかということで南島原市さん、当時は布津町、深江町のほうからお話ございまして、あわせて島原市のほうからも見直せないかというようなことのお話がありました。それを受けて、18年度で南島原市ができましたので、新しい4市の中で協議をしましょうという経過の中で、18年度以降、協議を続けているというような状況でございます。ですので、まだ確定がしていないというような状況でございますので、今規約としては定まっています。ですから、そのようにお願いせざるを得ないというのが現状ございまして、引き続き協議を今しているというような状況でございます。

○議長（並川和則君）

永尾議員。

○12番（永尾邦忠君）

はい、わかりました。

以上です。

○議長（並川和則君）

歳入について、ほかにもございますか。

○8番（柴田安宣君）

私は監査ですから控えておったんですけれども、一、二質問したいことがあって、了解してもらっていいですか。

○議長（並川和則君）

はい、どうぞ。

○8番（柴田安宣君）

であれば、先ほどからごみの分担割という問題が提起されて、それぞれ議論されておるんですけれども、私も20%の平等割にはいささか問題があるんじゃないかという僕自身は気がするんです。というのは、それぞれの町に5,000万円ほど援助するという意見もありますけれども、実際南島原にとっては、あと6町分のごみ処理施設を運営しながら同じ均等割で2町しか入っていない。それを均等割の中で20%払うとなれば、大変なご苦労だろうと私は思うんです。ですから、やはりそこら辺の調整をしてやらないと、そんなところだけに基金を積んで返すこと自体が問題じゃないかということは、それと、この分担割ということは、基金はそれしかないからそれから出されたわけであって、ずっと基金をといるんじゃないなくて、分担はその中で徴収の方法を変えていけば、当然その減った分はどこかで負担しなきゃいかんということが出てくるでしょうけれども、2つの炉を運営しているということを前提で考えてみれば、やはりそこら辺は考慮してやらないと、それぞれの言い前ばかり平行線をたどったんじゃないかあ、せつかく一緒にやっていること自体が問題が出てくるのではなかろうかという気がするんですが、いかがですか。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

これまでずっと3年間協議をいたしておりますけれども、それぞれの、これは副管理者にもご相談し、なおかつ現在は副市長さんにご出席いただいて協議しておりますけれども、4市とも、南島原市の置かれた状況については、それこそどうにかしないといけないという思いは一緒でございますけれども、じゃあその具体的なやり方をどうしようかという部分で、まだ全市の了解をとれるような案に至っていない。

ですから、先ほど話が出かけましたけれども、20年、昨年8月のこの議会におきまして、南島原市の臨時特例的な軽減でございますけれども、非常に厳しいご意見をいただきながらも、やはりそのことが管理者を含めます副管理者の理解でございますので、それにつきましては、柴田議員おっしゃるとおりだと思っています。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

具体的には、副管理者の方々がそういうことで調整しながら最終的に早い時期に方法を見つけないと、やはりもう一つ炉を持っているということになれば、ある面では、そのほうで多分2町分ぐらいは焼却できるんじゃないかなろうかという気もするわけですから、そういうことじゃなくて、やはりみんなと一緒に造った炉ですから、これを最終的にお互いが協調しながら運営していくということの前提で立てば、ぜひそういう方向でまとめていただければと思います。

それともう一つ、私とすれば、今、牟田議員が言われたとおり、ごみの減量化ということが問題にされておりますけれども、まさにそのとおりだと思います。というのは、それぞれの去年20年のごみのカロリーが1,650kcalぐらいの質しかなかったということで、非常に気になっておったんですけれども、やはり今後ごみの焼却を順調にやるためには、もう少しカロリーを上げる必要があるのではなかろうかと。とすれば、ごみの分別収集をしている町も、ある面では、例えば発砲スチロールのトレーですね、あれを入れておるところと入れていないところとある。再資源に生かすべきなのか、ごみのカロリーを上げるために利用すべきなのかという悩ましいところがあるわけですが、そこら辺も含めて今後対応すべきだということが一つあります。

もう一つは生ごみなんですけれども、旧森山町が生ごみを堆肥化しているコンポストという事業を立ち上げて諫早市に合併されておりますけれども、ああいうごみを燃やすことじゃなくて資源として活用することを前提で、生ごみを減らすことによってカロリーも上げるということがあるわけですから、やはり管理者は入ってきたごみだけを考えるんじゃないで、今後全体に、今から先、5年先、10年先のごみということを考えて、一生つき合わんばいかんわけですから、そういう方向性もそれぞれの管理者、副管理者等がおられますから、含めて考えてもらえばどうかというふうな気がするわけですが、いかがですか。

○議長（並川和則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

大変ありがたいお言葉をいただきまして、ありがとうございます。その4市の中で、南島原市というのは特殊な状況でございます。それは柴田議員が言われたとおりでございますけれども、8町の中で2町がこの県央県南広域環境組合のほうに加入をされていまして、そして6町は独自に南島原市にある焼却場で処理をされているという状況については十分に承知をし、そしてそこが同じような均等割の支払いをするというのはいかにも不合理だという

ようなことで、一定の合意はできているということを事務局長が申し上げたということでございますけれども、ですから、こういうふうな負担割合で特別減額というようなことで今回やらせていただいているということでございますけれども、これを規約にどう反映させていくかということで、まだ4市の、今副市長の段階で調整をしているというようなことで、それが時間かかっているということでございます。早急にすべき課題であるというふうには認識をしておりますけれども、それぞれやっぱり規約の変更ということになりますと、各市議会の議決が必要というようなこともございます。予算だけではないということもありますので、その根幹にかかわる規約に触れるということでございますので、そういう意味では時間がかかっているということでご理解を賜りたいなというふうに思います。

先ほど生ごみ、私どものところでは旧森山町、旧飯盛町というところで生ごみの処理をする施設がございまして、そこで全部じゃございませんけれども処理をさせていただいていると。そして、新しく今度も生ごみのバケツを導入してみたりとか、色んなテストを行っているという段階でございます。そして減量化に努めていこうとしていると。ただ、施設の耐久性の問題とか、生ごみの収集をどうするかという問題とか、課題はたくさん抱えていまして、今モデル事業として取り組んでいるというような状況でございます。

そして、先ほどのカロリーの話がありました。これは先ほど発砲スチロールとおっしゃいましたけれども、色んな学説等もございまして、カロリーを上げるために、例えば極端に言いますと、ペットボトルをどう処理していくのかとか、そういう話も出ていることもあります。先ほど野焼きといいますか、農作物とか落ち葉とかの処理の問題もありますけれども、ここは処理をする施設の環境組合でございしますが、お互いに各市と連携をとりながら、これはどういう方向で今後行くのかと、長期的な戦略でその辺については、また今後の課題として考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

この施設ができたころには、ダイオキシン問題というのが非常に全国的に騒がれた時期でございまして、ダイオキシンを何とか減減させんといかんということで、その当時はそれで一生懸命だったということで、先ほどの落ち葉の問題とか、そういう発砲スチロールの問題とか、そういうものが今のような形で現在に至っているというようなことだろうと思いますけれども、今後の課題としては、その炉の特性もありますでしょうし、全国的にそういう処理施設の性能の問題も向上してきていると思いますので、その辺についても、しかるべきときにしかるべきことを皆様とともに考えていくということが必要なんじゃないかと。

4市ございますけれども、ごみ処理に関しましては1市と同じことというふうには私は理解をしておりますので、ぜひ皆様方とともにそういう形で今後課題として研究をしていければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

大変申しわけないんですけれども、三回目になったんですけど、一応一番気になるのが、今海の汚染ということで非常に気になっておるわけですが、海に流木が流れてきている。昔は燃やしてよかったわけですね。それぞれの海岸で流木を燃やすものですから、廃棄が簡単にできたんです。ところが、海の流木は塩素を含んでいる。塩素を含んでいるごみを低温で燃やした場合にダイオキシンが発生するということがあって、海岸に流れている流木はその場で燃やせないということで、堆積したままだんだん増えてきているのが現状であるわけです。もし処理能力があるんだったら、これを何らかの形で焼却ができんもんかなという気がするんですけど、ビニール類とかなんとかはいいんですけれども、流木の場合は塩素を含んでいるということで、絶対燃やせないということのハンデがあるものですから、海岸の近くに何らかの施設をつくるとか、それを寄せて焼却炉に持ち込んで焼却するということも環境の面から見れば考慮する時期じゃないかなという気がするんですけど、いかがですか。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

流木の関係でございますけれども、私が来てから具体的に流木を取り扱ったことがなかったものですから、ちょっと今、担当のほうに確認をいたしました。塩を含んでおりますので、流木であっても確かに塩素分があるというふうに考えております。ここのクリーンセンターにおきましては、搬入する際の施設の問題もございまして、直径25cm以下に処理していただければ、ここの破砕機でもって破砕ができますので、受け入れはできます。それより大きいものについては、何かの方法で持ち込みいただく際に処理してもらわねばけんとかないかなというふうに思っております。

○議長（並川和則君）

歳入について、ほかにございますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）



ほかにはないようですので、ここで会議を保留いたしまして、休憩に入ります。

(午後 3 時 4 3 分 休憩)

(午後 3 時 5 2 分 再開)

#### ○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の前に、副管理者のほうから発言を求められておりますので、発言を認めます。副管理者。

#### ○副管理者（松島世佳君）

負担割合の件で、若干皆さん方誤解があるようですので、私のほうから補足して説明をさせていただきたいと思います。

実は、14案、15案とずっと3年来、事務局のほうでそれぞれの副管理者、あるいは管理者等の協議を続けてまいりました。私たちは先ほど来、建設費、運転費、それから運営費と、それぞれ4分の1の負担を基本的に私どもはしております。しかし、そのことは8町のうちに2町だけ持ち込んでいるわけですね。そうすると、4分の1の平等負担というのは非常に不平等な割合。私どもで4分の1の割合をしています。16分の1で私どもはカウントしてほしいというのがまず。

そして、具体的なもう一つ要素として、ごみの持ち込み量がどれくらいの割合かといいますと、南島原市が全体の3.6%持ち込んでおります。そして、負担経費というのがたしか8.7%だったと思いますが、そういうふうな負担割合になっているというのが現状でございます。

これは円グラフをつくりまして、管理者、副管理者会議でも何回もお話ししましたが、実は柴田議員さんおっしゃっていただいたように、いっそ我々は、6町のごみ処理を南部衛生センターでやっております。本当はそこで処理できますので、できれば皆さん方のご理解をいただきますならば、議会にもまだ諮っていませんけれども、そちらのほうで2町分は処理をしたいというのが私自身の偽らざる心境なんです。しかし、それでも建設費は4分の1ちゃんと負担をしていこうというふうな、しかし15年、あと10年後、県央で一つにやっていくというふうな県の方針がございますので、それに伴い建設費はちゃんと私どもも負担をしていこうと、こういうことなんです。

しかし、何とか一緒にやってきたんだから一緒にやっっていこうやということでありますので、少なくとも14案、15案出てまいりました。最終的には、ちょうど5,000万円何ぼで若干数字はありますが、4期分の負担割合ということで、それを基金でカバーしていきましよう。それにも私どもは、金額的に言えばものすごく不満です。約1億円程度は余分に負担をして

いるというふうな、私どもの計算ではなっていくんです。しかし、5,000万円でやむなしというふうなことでお願いをして、皆さんのご理解をいただいて、今現状来ていると。その辺で妥協をしようと、こういうふうに来ているということでございます。せっかく一緒に処理していただいているんで、やっていこうというのが現状でございますので、どうぞ誤解のないように、ひとつよろしくお願ひします。ひととき貧乏な市でございますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくどうぞ、お願ひします。

○議長（並川和則君）

ありがとうございました。

それでは、次に歳出に対する質疑に入りたいと思います。質疑のある方はどうぞ。

○9番（町田 誠君）

歳出を見てみますと、ダイオキシンは青酸カリの1万倍の人体に与える毒性を持っているということでもありますけれども、ダイオキシンを測定した数値がここに全然、金額が上がっていないわけなんですね。

それと、先ほどカロリーを上げるために塩化系のペットボトル、その他発砲スチロール等を入れてカロリーを上げたらどうかという話もあっておりましたけれども、今の施設で塩化系発砲スチロールなどを燃やした場合、一番心配されておったダイオキシン関係の数値に影響はないものかどうか、説明方お願ひしたいと思います。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

最初にダイオキシンの測定結果についてご説明をいたしたいと思います。

これは昨年20年度に測定した結果でございます、ここは1号から5号までのガスエンジンとボイラーがついておまして、それぞれを測定いたしまして、その全体平均を出しますと、国の基準は0.1ナノグラムというふうになっておまして、ここは0.00000181ナノグラムということで、通常のとにかく数千分の1以下の排出状態というふうになっております。

もう一点、塩化系のペットボトルとかプラスチックとか、そういったものを燃やしたらというふうなことで、その辺がどう影響するのかなというふうなところだと思うんですけれども、基本的に、いいごみ質をつくるためのそういったものを入れるとなった場合であっても、詳細な技術的なものはJFEのほうにも確認しないと難しいところがございますけれども、多分これによってダイオキシンが異常に高まるとか、そういったことはないのではないかというふうに思っております、その辺はJFEのほうにも確認してみた

いというふうに考えております。

○議長（並川和則君）

町田議員。

○9番（町田 誠君）

そしたら、今の私たちのクリーンセンターの施設、これは今は悪いところばかり出てきておるわけですがけれども、ダイオキシン面から考えれば、これはやはり心配ないじゃないかなと。ダイオキシンの面から見ればですよ。逆に、今まで他県を見せてもらいましたけれども、やはりダイオキシン問題で大変困って、バグフィルターとかなんとかの取りかえを余儀なくされたということもよく聞きますけれども、それでは今後、例えば塩水に流れた流木あたりを燃やしてもさほど影響はないということで理解していいものかどうか、もう一遍お願いしたいと思います。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

大きさとか制限は先ほど申したとおりでございますけれども、大量に極端に多くとなれば、また支障が出るかもしれませんけれども、一定の範囲で受け入れて処理する分については、まず問題なからうというふうに思っております。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

○5番（西口雪夫君）

歳出の12番、13番の申立手数料498万円と、そして13番の委託料の訴訟行為業務218万7,475円、合わせまして716万7,475円になると思いますけれども、これは多分裁判の費用だと思いますけれども、今までほかに裁判にどれくらい金がかかっておるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、今、議員申されたように、裁判の申立手数料が、これは裁判所に払って、俗に一般的には裁判費用というふうに言われておりますけれども、498万円でございます。

弁護士関係につきまして、まず弁護士に対して訴訟を起こすときの着手金というのがございまして、お二人の弁護士の方に合計で210万円支払いをいたしております。

あと、これは事務経費といたしまして、弁護士の先生が代理人として裁判所にお見えになるというか、打ち合わせのためにここまでお越しいただくとか、そういった経費の合計が8万7,475円でございます、合計いたしますと、約716万7,000円20年度で支払いをいたしております。

○議長（並川和則君）

西口議員。

○5番（西口雪夫君）

もう一点質問します。

11番の光熱水費、このうち水代を差し引きました2億2,766万5,246円が電気代になっておりますけど、多分110万円を引いた分が電気代だと思います。その電気代の中で、もともとここには5基の1,500kwのガスエンジンが据わって、基準ごみ2,000kcalでは大体発電量と使用電気料が変わらんということだったんですけれども、そのガスエンジンは働きよってですか。そのあたりをお願い申し上げたいと思います。

○議長（並川和則君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

決算書16ページの需用費のところですね。こちらの光熱水費というところでのご質問だと思いますけれども、実際、今日一般質問のほうでもお話がありましたとおり、使用する電気と発電する電気ですね。これについては、性能にかかわる分についてはとんとんで走るんだというようなことになっているわけなんですけれども、今現実としては、このうち電気代といたしましては2億2,700万円支払いをしております。

現状について、実際この施設としましては、ごみから生成されたガスを使ってガスで動くエンジンですね。通常ガソリンで動きますけれども、これはガスで動くエンジンを動かして、それを動かすことで、モーターの逆ですね、発電をさせるという仕組みになっております。

その分が、思ったほど発電しない部分と買った以上に使用している分と、その差額でもって、買う電気が多くなってしまっているというのが現状でございます。

○議長（並川和則君）

西口議員。

○5番（西口雪夫君）

もう一点すみません。

13番の委託料の副産物資源化管理業務1,522万5,000円ありますけれども、もともとこの施設は、最終処分場が要らんというような触れ込

みやったそうでございますけれども、この経費はどういう使い方をされよつとか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

副産物資源化管理業務で1, 522万5, 000円支払いをしておりまして、これは当然、今スラグとか、ここから金属水酸化物、また、硫黄、工業塩、メタルなどが産出と申しますか、生成されておりまして、それを適切に再利用できるところまで運搬する経費をそこに投入しております。

ちなみに、スラグにつきましては、県内の建設関係の事業所で、たとえばインターロッキングブロックとか側溝用のブロックとか、ボックスカルバートと申しますか、水を溜めるところに使う製品がございますけれども、そういったところに利用されております。

これは、スラグは県内、金属水酸化物でございますけれども、この中から亜鉛を取り出すために、福岡県大牟田市のほうに搬送をされております。また、硫黄につきましては、硫酸の原材料として利用されておりまして、これは若干遠くになります。和歌山県のほうまで運ばれております。

それと、工業塩、塩でございますけれども、これは岡山県の倉敷まで運ばれて、そこで再利用されているものでございます。

現在、メタルにつきましては、基本的には、ここの施設が燃えるごみというところで、金属が溶けたのはメタルになりますけれども、なかなか量が集まらない、現在約5tございまして、もう少し集まらないと出せないというようなこともございまして、メタルについてはここで保管いたしているところでございます。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。島田議員。

○2番（島田一徳君）

二点ほどお伺いしたいんですが、当初覚書に対する弁護士さんのお話を先ほどから私は例にとってやっているんですが、この17年、18年、19年と、数字的なことを見るとずっと増え続けているんですね。20年度の決算を見ますと、例えば、薬品費は運営管理費の中に入っているという説明があっているようでございますけれども、当初予算でたしか5, 000万円ぐらいじゃなかったでしょうか、予算書では。ところが、実際決算をやってみると1億3, 000万円と。このように、この一つをとっても非常に伸びているんですね。そうしますと、こういった傾向でいきますと、またさらに2

0年度はJ F Eに負担していただく分が増えはせんのかという気がするんですね。私も全部数字を出しているわけじゃないんですけども、その傾向にあるのかどうなのかというのが1つですね。

それから、もう一つは、先ほどダイオキシンのことを質問された方がありましたけれども、この施設はダイオキシンが非常に出ないんだと。24時間フル稼働させてダイオキシンを出さない方式なんだという説明だったですね。そうしますと、長崎市あたりに私たちのごみを持って行って燃やしてもらった時期もあったと。その従来型の炉でダイオキシンが出ないように、要するに集塵装置といいましょうか、そういうのが整備されている施設というのが随分あると思うんですね。

特に、東京都の衛生局なんかは集塵装置の開発が非常に進んでいるそうなんです。重金属も99.9%までこの集塵装置で回収してしまうと。これは何かパテントを取っているみたいですね、こういったものにも。

その点について、長崎市の方式と、ダイオキシンが出ないという点だけ見ると非常に有利なんだという話もありましたけれども、本来、ごみ問題というのは減らす方向に、資源ごみとして、先ほど同僚議員の皆さんが色々言っておられましたけれども、生ごみも資源化しよう、堆肥化するんだ、これがいいよと。それから、紙は紙で再資源化していこうじゃないかと、こういう意識と取り組みが広がっていると思うんですね。

そういう点から見ますと、この炉というのはごみがないと機能しないというふうな感じもするんですが、そこのところどうなんでしょう。この2点についてお答えいただきたいと思うんですが。

#### ○議長（並川和則君）

事務局長。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

経費のうち薬品代を一つの例えとして、今後だんだん経費が上がっていくのかどうかというふうなことでございます。

はっきりJ F Eに対しまして、先ほどずっと言ってきておりますけれども、とにかく用役を含めた経費の削減策については徹底してやってくれとずっと言ってきておまして、経費のうちのLNG、液化天然ガスにつきましては、昨年が約3千5、6百tの使用ということで、前年と比較しまして約40%程度の削減がされているという実績はあります。

当然J F Eも今現在、薬品代は運転管理費の3億数千万円の中に含まれておりますけれども、約半分が薬品代という計算になってしまって、J F Eとしては、どうにかして薬品代にしても、ほかの経費にしても、抑えるための努力はしております。ただ、ここで今後増えるか減るかというところ、それ

は組合として求めているということでご理解をいただければというふうに思っております。

また、もう一点、ダイオキシンの問題です。

先ほどここの施設、20年度はとにかく数千分の1ぐらいの基準に抑え込まれているということで、あと長崎市ということで、ストーカ方式あたりの実態はどうだろうか。非常にストーカ方式も新しいバグフィルタが開発されるとか、最近はスーパーストーカ方式というふうな、従来のストーカ方式よりさらにダイオキシン等有害物質が出ないような施設もございます。

ただ、少なくともここの施設につきまして、そういった環境問題につきましては、ストーカ方式とははるかに桁外れな性能を持っているというふうにご理解いただいても差し支えないというふうに思っております。

ちなみに、県内のストーカ方式のダイオキシン等の測定結果が出てきておりますけれども、ある市当たり、市単独でやっているところなんかは、やっぱり今、国の基準が0.1ナノグラムの中で0.09ナノグラムとか、そういったところをずっと示しているところもあり得るわけです。そこについては、いつ何どきオーバーするかと非常に危機感があるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、こと、ここに関してはダイオキシン等については全く心配要らないんじゃないか、そういった意味で、周辺の方たちの安全・安心には、若干ですけれども効果があっているんじゃないかなというふうに思っております。

#### ○議長（並川和則君）

島田議員。

#### ○2番（島田一徳君）

一例として薬品費というのをしたんですが、安定してきたとはいえ、電力の使用料、そしてガスがきちんと発生しない、ガスエンジンを回すだけの能力がないという状況も一方にあるのではないですか。

この技術、あるいは諫早のこの炉が実用化第1号なんじゃないのかなという気もするんですよ、私は。全国の事例というのはそれほど研究したわけじゃないんですけども、沖縄のほうのそれほど大きくない炉らしいんですけども、何かストップさせたとかという情報も入ってきているんですね。だから、そういう点からいくと、本当に住民負担が減っていくのかなと。

当初、例えば、この運転管理費とかという、薬品費、油脂費、人件費、こういったものを含めて、先生が計算しておられるのはほぼ2億円なんですよ。これがずっと伸びていっていると。1億円以上延びていると。先ほどおっしゃいましたけれども、既に20年度も3億円を越えているような数字というのが計上されているわけでしょう。恐らくほかのところもうまくいくのかな

と心配なんだけど、そのところはどうなのでしょう。本当に住民負担というのは、運転費に関して、この施設を維持していくという点から考えて、本当にJFEが言うような水準まで行くというふうに皆さんお考えでしょうか。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まさにそのご質問に対するお答えが裁判ではないかというふうに私は思っております。当然住民の負担と申しますか、各市の負担ですね、そういったことに対して、やはりきちんと施設を評価して、本当にごみ質等に問題があるのであれば、それはもう事によったら、各市のごみの収集方法とか、さらにお願ひせんばできんこともあり得るといふふうに思っておりますけれども、我々は先ほど管理者からも話がありましたように、現段階に至って、やはり今までの施設については何らかのJFEの回答をそのまま皆様方にお答えして、それであたかも順調に行っているようなことを申し上げておりましたけれども、やはり現実的にきちんと見た場合は、これまでの施設については問題があったんじゃないかというふうなこととか、お金についても、非常にかかっている実態がありまして、それについては……

○議長（並川和則君）

答弁は簡潔にしてください。

○事務局長（金原憲昭君）

きちんと精算ということでまとめているところがございますので、やはり今の裁判あたりでもって我々の姿勢を酌んでいただければというふうに思っております。

○議長（並川和則君）

島田議員。

○2番（島田一徳君）

私が言っているのは、だれが負担するかという問題じゃないんですよ。この施設そのものが莫大な維持費をかけないと運営できないような施設なんじゃないのかと。確かに当初覚書応札提示額を1にしたときに、彼らは一番最初、うちの組合が提示した額より安い数字を一遍出したわけでしょう。ところが、我々はこの組合が提示した額をはるかに上回る経費がかかっているんですね。彼らが当初見込んでいた数字というのが、うそだというのがわかったから裁判も起こしているわけでしょう。だから今、金原さんがおっしゃるのは、JFEが負担すれば事足りるという話じゃないと思うんですよ。施設そのものが本当に安上がりなのかどうなのかという疑問を私は今感じているんですよ、正直なところ。



だから、当初覚書のとおり1で済めばいいんですけど、外国の例を見ますと、この特許を取った会社ですら、ドイツあたりは、民間企業がこういう施設をつくって自治体のごみを持ち込むという方式らしいんですね、どうも調べてみたら。そうすると、それでも莫大な金を投入しないと維持できないということで、この特許を取った企業というのがやめたという話じゃないですか。その特許を川鉄が買うたわけでしょう。そしたら、技術的にも確立していないんじゃないかなという心配を私はいつも思っていたんですよ。だから、川鉄はこれはすばらしい技術だと思って特許を買うたかもしらんけれども、さあ諫早で始めたら思惑が外れてしもうた、こういうのが現実だと思うんですよ。

そうすると、ほかの同僚議員の皆さんがおっしゃるように、ごみは資源ごみ、なるだけ資源として活用していこうじゃないかという共通の認識というのをお持ちのようですし、そういった面からいくと、これはごみを詰め込むしこ詰め込んで24時間のフル運転をさせるという施設のような気がするものだから、もうこれ以上、この決算との関係で見ても、ちょっと心配だなというのがあるものですから、そこんところはどうなんだろうなと思うんです。どうなんですか。

○議長（並川和則君）

島田議員、歳出の質疑をちょっと超えているような、こういう問題は次回の、今回の一般質問でもよかったんですが、そちらのほうでひとつ議論をしていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

○8番（柴田安宣君）

16ページの今、西口議員が指摘されておりました光熱水費の2億2,800万円、これは電気代と思うんですけども、実は今、島田議員が言われたとおり、私たちもこの発電能力の問題が、なかなかガスエンジンが回らなくて、電気を買って、この金だと思うんですよ。

この金を下げるという方法を考えてみたんですけども、実は、デモ機械のあります千葉県に僕ら総務委員会で視察に行っただけです。そしたら、当時は産廃をやっているんですけども、最初は一廃で半年ほどやっただけ。そして、現在は産廃をやっているというふうなことで、その中身を見ますと、ほとんどがビニールなんです。ですから、ビニールの中をぼんぼん燃やしているというのが状況なんですけれども、結果を聞いてみたら、ガスが発生し過ぎるんだと。だから能力の60%ぐらいしか燃やせないんだというふうなことを言われておったものですから、先ほど発砲スチロールとかトレーを幾らか混ぜていけば、カロリーを上げてガスが発生して電力が下がるんじ

やないかという気がしたものですから、そういうことで、燃えるカロリーの負担金も文句言われんだろうし、そして、ガスが発生すれば電気代も下がっていくということも現実に見てきたものですから、今後JFE等とも相談しながら、そういうことも考えるべきじゃないかなと。

ビニールはとにかくガスが猛然と発生するという事は間違いないわけですから、そこは発電じゃなくて、電気をする施設はなかったんですけども、隣の本社のほうにガスは送ってあったというふうなことでございますから、うまいぐあいに、やりようじゃ、そういうことで電気代2億2,800万円そのものを幾らか下げる方法もあるんじゃないかなということがあったものですから、先ほどトレー、発砲スチロール、そういうビニールの、ペットボトルのキャップですね、ああいうものは最終資源として使いにくいものではあるわけですから、そういうもろもろを考慮しながらやっていけば、カロリーも上がるし発電力も上がるんじゃないかなという気がしたものですから、素人でわかりませんが、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

**○議長（並川和則君）**

今、柴田議員の提案だと思いますが。事務局長。

**○事務局長（金原憲昭君）**

先ほど一般質問の中では、ごみのカロリーの幅、1,600kcalから2,600kcalということでございますけれども、確かに1,600kcal、低いときは非常に燃えにくいというふうな状況があります。2,600kcalになったら、やっぱりガス等が逆に多過ぎてなかなか処理ができない、経費が掛るというふうなところもございまして、このごみの本当にどの辺を具体的にどうすれば調整できるのか、非常に難しい課題でございます。

これについては、例えば、平成20年、若干ごみ質が下がったときもございまして、また毎年の質と急に下がっている原因というのは特に見当たらない状況等もございまして、非常に難しいところでございます。

これについては、我々もJFEに対して、その辺のところ機械はどうなんだというように尋ねているところでございますので、もうしばらく時間をいただければというふうに思います。

**○議長（並川和則君）**

牟田議員。

**○6番（牟田 央君）**

私は20ページの東部リレーセンターとか西部リレーセンターのところをお尋ねします。

とにかく東部リレーセンターの点検整備補修業務と運転管理業務が2,352万円と4,599万円、西部リレーセンターは2,751万円が点検整

備、運転管理業務が4,099万9,500円ですか。これ、この規模というか、まず、先日西部リレーセンターにお邪魔して見せていただいた、東部リレーセンターはパンフレットでしか知らないんですが、点検整備補修業務がこんなに掛るのというところですよ。何でこんなに掛るの。西部リレーセンターが2,751万円。だから、委託業務が今まで相手方の言うがままにお金を払ってきたんじゃないかなという疑問を持つから、あえて言っておるんですよ。

それと、東部リレーセンターから、ごみがこの施設までずっと搬送してきますよね。では搬送ルートはどうなっているのというところですね。そして、西部リレーセンターからは、どういうルートでどこを通っているの、そのお金はどこに書いてあるんですかというのが、まず第一点ですよ。

それと、諫早市議会で隣の西口議員が、西部リレーセンターからの大型トラックの10tがね、5.7kmあるとか、短いルートで行けば2.5kmだとか、非常に新人ながら一生懸命勉強されているなど。ただ、やっぱりああいふ大型トラックが小さな道路を通らばでけんような最初の計画であったかもしれませんよ。しかし、そういうルートだって、見直したら、私が言っているのは、経費をいかに少なくするというのと、それから、交通安全の面もあるしというところもあるわけですね。そこら辺は17年、18年、19年、20年、今ずっと同じルートを来ておるわけですが、道路も新しくできたし、それから島原道路もできた、諫早市の長田バイパスもできたというようにところからすると、輸送ルートを点検その他、変えることによってお金が少なくなるような研究はどのようにされましたかというところですよ。

次に西部リレーセンターは三菱重工が造ったと書いてあるんですね、このパンフレットを見ると。東部リレーセンターはどこが造ったのかなと思っておるんですよ。これはどこが造ったと書いていないもんだから、どこが造ったのか。そこら辺が余りにも委託先の言うとおりに今までなり過ぎたというのが、この本体も含めて今思いよるわけですよ。そこら辺いかがですか。

**○議長（並川和則君）**

事務局長。

**○事務局長（金原憲昭君）**

お答えが順不同になるかもしれませんが、長田を通っておりますアムロール車、大型搬送車の件でございます。

これは計画ができて、福田町に建設が進められてくる中において、環境アセスとか地元説明会をする中で、当然中継施設から搬送をどうするか。一台一台のパッカー車と申しますか、普通のごみ収集車で来ると大量な車になりまして、やはり中継施設であります東西リレーセンターで一回荷おろし

をして、そこで大型車に積みかえてここに持ってくるというのが決まっております。コースにつきましては、当時道路事情もございました。その中で、県道白木峰線ですかね、長田の白木峰に上る道に入りまして、そこから旧農道に入って御手水町を経由して県央県南クリーンセンターに運送するということが決定されているようでございます。

昨年長田バイパスが完成いたしましたして、その時点でそっちを通ったほうが、一つは西口議員言われたように、距離が約5キロちょっと近くなるとか、交通の安全面とか、牟田議員言われるように経費の効率というふうなことから意見をいただいて、我々としても、今その辺の状況も確認した上で調査もいたしております。

このことにつきましては、変えるとかなった場合は、当時の地元説明等の経過もきちんと踏まえて、当然、仮に新たに通るところであれば、そこの方たちの説明とかそういったものを経る必要があるというふうに思っておりますので、もうしばらく時間をくださいということをお願いしたいというふうに思っております。

最初の一点目の東西リレーセンターの経費でございますが、東部リレーセンターを建設いたしましたのは、ここと同じJFEエンジニアリングでございます。

その運営経費につきましては、やはり、まず一つは建設したところ、西部は三菱の関係、東部につきましては建設者JFEと随意契約でしております。見ていただいたと思いますけれども、アームロール車を接続するために必要な機械器具とか、ごみの制御をするためのシステムとか、かなりナイーブなところがございまして、やはり今後、安心して安定的に運転するためには、そこと契約したほうがいいという判断のもと、現在も継続しているというところでございます。

そして、搬送に係る業務の経費でございますけれども、決算書で申しますと、20ページが一番上、13節委託料の中の一般廃棄物等搬送業務6,086万円というのがございますけれども、これが西部、東部リレーセンターからここまでごみを搬送するための経費となっております。

以上でございます。

**○議長（並川和則君）**

牟田議員。

**○6番（牟田 央君）**

今、東部リレーセンターも西部リレーセンターも、造ったところに委託をしないと安心・安全ではなかったという答弁なんです。この施設だっただけであつた、立派な夢の施設が結局は夢の施設じゃなかったわけでしょう。そこ

の反省をしなきゃ。だから、やられたところにしなければ安心・安全って、もうそういう神話は崩れたわけです。だからそこら辺を、また騙されるの  
かって私はあえて言いたいよ。ずっと今この議員はどういうことを考えて  
おるかという、市民の負担をいかに軽くするかですよ。搬送業務だって  
一緒ですたい。

それから、確かに県道を通って、もちろん農道を通って来たルートが当時は  
ベストだったかもしれない。しかし、世の中は道路ができたり、色んな状  
況が変わるわけでしょう。その道路をつくるために、確かに色んな道路を工  
事したり、それから、色んなことをしたのは、それはもうよかとですよ。し  
かし、今から新しくそののルートを通るのに躊躇することはないですよ。早  
く調査をして、早く皆さん方に説明をして理解してもらわないと。来年の3  
月からするのか、どうするのか。

そして、運送業務は6千何百万円掛るわけでしょう。その間に、だから、  
先ほど言ったように東部リレーセンターからどんな道路を通ってきたか知り  
ません。それから、西部は今わかったですたいな。だから、遠くなればなる  
ほど、新しい道路ができたならそこを研究して、それこそ安心な道路を造ら  
んばじゃなかですか。そして17年、18年、19年、20年、確かに東部  
リレーセンター、西部リレーセンター、安心・安全なところに頼んだかもし  
れんけれども、そのためにどんなにお金が掛ってもいいということにはなら  
ないんですよ。ほかの人たちにもできるかもしれんですたい。

確かにこの焼却施設は色んなパテントとかその他いっぱいあって、でけん  
かもしれんけれども、この西部リレーセンター、東部リレーセンターがそこ  
のメーカーしかできないようなことを、そのメーカーは言うに決まっ  
とっでしょうもん。ああ、ほかのところもできますよ、大丈夫ですよと  
言うはずがない、はっきり言ったら。そこを検証したらどうですかと言  
っているのよ。いいですか。そんな難しいことじゃないかもしれん  
のよ。メーカーは言うに決まっ  
とっですたい、私たちしかできませんよ、よそにしたら大ごとにな  
りますよって。そういうのに騙されちゃいけませんよということ  
を言っているんですよ、はっきり言ったら。さんざん騙されてきた  
環境組合じゃないですか。そこを言っているんですから、答弁して  
ください。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

牟田議員のおっしゃることも十分わかります。まず道路の問題についても、  
なるだけ早く相談すべきところに相談した上で、いい方法に変えていければ  
というふうに思っておりますし、東西リレーセンターの管理運営につきまし

でも、今申した過去の経過からすれば、申したとおりでございまして、そのことが今現在、問題になっている部分もございまして。その辺も実際どのような方法あるのかを検討して、今後対応をできればというふうに思っております。

○議長（並川和則君）

牟田議員。

○6番（牟田 央君）

最後になるんですが、ここの予定の土地ですね。反対者がいらっしやって、そして売っていただけないというようなことだったわけですが、もしもこの施設に売ってもいいと、状況が17年、18年、19年、20年になれば変わっておるわけですから、幾ら欠陥施設、欠陥施設と言いながらも、だんだんまともな施設になりよるわけでしょう。欠陥施設というのがだんだんまともな施設になれば、看板も外れていくだろうし、そうすると、今まで焼却場幾ら反対と言っても、もうここは、ただ壊してよそにつくるわけにいかないんだから。周りの地主の方々は、もう売ってもいいんじゃないかなという気持ちになってもらって、やっぱりきちっとした施設のデザインを描いたわけですから、もうこれはあれですか。一たん取得できないから、もうずっと取得しないような方針になっておるんですか。それとも、やっぱり周りを見ると、売っていただけるならば購入して、それなりの施設をぴしっとしようという考えなのか、そこら辺どうですか。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

かなりまだ虫食い状態で残っているところもございまして。この件につきましては、19年度の事業で、1筆ですけれども、そこに土地を売ってもいいということでございましたので、購入した経過がございまして。そのときご説明の中におきましても、今後この中でまだ購入できていないところのご相談等があれば、購入するというご回答をいたしているというふうに思っております。

○議長（並川和則君）

ほかになれば質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。島田議員。

○2番（島田一徳君）

私は反対の立場で討論をしておきたいと思っております。

先ほどから言っておりますけれども、当初覚書に対して19年度で2倍と。そして、さらに伸びる傾向にあると。一例を挙げましたけれども、薬品費は

3, 855万円なのに、既にもう1億3,000万円越している。このように、次から次に住民負担が増えていくと。これでは裁判をやっている、やっていないにかかわらず、住民負担はどんどん増えていくのではないかと。本来、ごみというのは資源化を図っていくべきだと。この焼却場で焼却するごみをなるべく減らすと、そういう立場が今後は追求されるべきだろうというふうに私は思います。

そういった点からいきますと、松島さんのところは自前の昔の炉も使っているらしいということでございますし、なるべく住民負担を軽減するためのやり方というのが今、非常に求められているし、環境に優しいという点から言えば、国の基準をクリアしている従来の焼却炉もいまだに稼働しているわけです。しかも、集塵装置も随分改善されたということも、先ほどのご答弁で明らかになりました。ですから、こういった施設にしがみつくとするのは将来に禍根を残すのではないかとということをご指摘して、私は反対討論としておきたいと思っております。

**○議長（並川和則君）**

賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第7号「平成20年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、これを認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

**○議長（並川和則君）**

起立多数であります。よって、議案第7号「平成20年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、これを認定することに決定いたしました。

次に、日程第8に行きたいと思っております。日程の追加についての資料を配付いたします。

（資料配付）

**○議長（並川和則君）**

本日、柴田議員から「県央県南クリーンセンターごみ処理施設の調査に関

する決議」が提出されました。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり議事日程第1号の2を日程追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長（並川和則君）

ご異議ありませんので、これを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

日程第8、決議案第2号「県央県南クリーンセンターごみ処理施設の調査に関する決議」を議題といたします。

提案理由について、提出者の説明を求めます。柴田議員。

#### ○8番（柴田安宣君）

提出者の柴田安宣でございます。決議案第2号「県央県南クリーンセンターごみ処理施設の調査に関する決議」の提案理由の説明をいたします。

本決議案は、調査事項に示した「(1)機種選定の経過に関する事項」、「(2)入札から業者決定に関する事項」の2項目について調査するため、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置を求めるものでございます。

県央県南クリーンセンターは、諫早市、雲仙市、島原市、南島原市の4市で構成する県央県南広域環境組合が設置し、平成17年4月から稼働しているごみ処理施設です。

しかし、平成17年度当初から入札に関する事項や機種選定について、それから、LNGの多量使用について等の不明瞭な点が指摘されておりました。その上、稼働を始めました当初から所定の能力が発揮されず、地域内のごみは滞留して、その処理を長崎市処理工場に委託するなどの事態が起きたり、電気、天然ガスなどの用役費が川崎製鉄時代に示していた数字の4倍を超えていることなどが問題になってきました。

また、運転管理業務、点検整備補修業務、再資源化管理業務等が当初の予想を大幅に超えています。この施設は、構造上の大きな問題を抱えていた施設であるとしか言いようがありません。サーモセレクト方式を採用しているほかの施設、他のメーカーもトラブル続きで、施設によっては、数年の間に60回を超すトラブルを起こしているところもあります。

その結果、県央県南広域環境組合が設置した同時期の5施設以降は、このサーモセレクト方式の採用がほとんど実現していないことを見ますと、機種の選定に間違いがあったとしか言いようがありません。県央県南広域環境組合が設置された当初はストーカ方式で行くということで、それぞれの町が視察や研修を行っておりました。

平成14年当時は、サーモセレクト方式のごみ処理施設が稼働しておりま



す施設は全国で一カ所もなく、千葉県にあるデモ機だけでございました。そのデモ機は発電施設もない実験炉で、現在の状況から考えますと、まだ未完成の施設でしかない時期でございました。このような状況の中で、どういう経過をたどってこの機種を選定されたのか調査する必要があると思います。

入札から業者決定に関する事項については、現在、県下の日量100t以上のごみ処理をする連続運転中の施設を長崎市、佐世保市、大村市の合計五カ所の施設について調べてみました。トン当たりの建設コストが5施設の平均コストよりトン当たり1,200万円を超える金額が高いような気がいたします。300tで換算いたしますと、36億円ほど高い品物を買わされたという気がいたします。

入札の当時、次世代型のガス化熔融方式の焼却施設に関して日本一の実績のある新日本製鐵が入札当時出した121億円の数字が正当な気がしてなりません。施設の運転管理業務、用役費等のごみ処理経費が応札条件や覚書に示されている数字をクリアして応札した各社が外され、高値で残った川崎製鉄所と新日本鋼管の2社でした。川崎製鉄が140億円、新日本鋼管が143億5,000万円でございました。しかし、入札当時は2業者の合併の話がまとまった時期であります。9月17日が2社のまとまった時期でございました。2社だけが何で残ったのか、出来レースではないのかという気がいたしますから、これも調査する必要があると思います。

現在、県央県南広域環境組合とJFEは損害賠償請求の裁判中でありますので、裁判にかかわらないと思われる機種の選定、入札及び業者決定に関するこのみ目的を絞って調査することを考えております。

平成17年4月稼働して、間もなく5年になろうとする現在、当時の管理者や事務局、議会、そしてコンサルタント会社や関係する人たちが世代交代が進む中、今の時期に調査をしておかないと後々に禍根を残すことになる、そういう思いから、調査特別委員会を早急に設置し、今後組合が管理するこの施設が順調に運営できるよう、そのような趣旨で提案する次第でございます。多くの議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（並川和則君）**

これより、決議案第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

**○1番（酒井美代子君）**

提出者にまずはお伺いしたいと思いますが、この特別委員会の設置に関して、委員の8名から成るということが一点の質問です。

それと、調査経費の200万円以内とするということ二点、まずお伺いしたいと思います。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

全員でやったほうがベストとは思いますが、それぞれの地域にそれぞれの思いもあるだろうということも配慮いたしまして、13名おる議員の半数以上の出席を求めた8名という数字を出したわけでございます。

200万円の金額でございますけれども、妥当であるかどうかは、先ほど弁護士を雇っておるのに、二人入れて年間で200万円余りのお金を払っているというふうなことがありましたとおり、これも専門家を入れて、こういう素人じゃわからない分に関しても勉強しながら調査したいということも含め、今から先の、今年度いっぱいいきますと来年の3月31日までですから、それぐらいの期間だったらこの金額で何とかクリアできるのではなからうかというふうな考えで、この200万円の数字を提示しておる次第でございます。

○議長（並川和則君）

酒井議員。

○1番（酒井美代子君）

ご質問の内容をお答えいただいたんですが、今、議員が13名いる中で8名という数字を出されたということは、もし百条委員会を設置されるのであれば、全員の委員から成るというふうに考えていただければよかったのではないのかなど。この提案が通るか通らないかは別としても、もしされるのであれば、そのような形をされたほうがいいのではないかなど私は考えます。

そしてまた、私の意見といたしましては、先日、全員協議会の中で、私たちの代理人である弁護士が色んな提出書類等を私たちに提示していただきまして、裁判の内容と進め方等を説明いただいたばかりなのにもかかわらず、今々この百条委員会の設置ということは時期尚早ではないのかなというふうに私は考えます。代理人である弁護士に対しても、いささか失礼に当たるのではないかと。

それと、まず私ども議員全員が代理人である弁護士をなおかつ信頼し、そして今後の成り行きを見て、そしてその後、また私たちが百条委員会を設置という考えもあるのではないのかなというふうな考えを私は持っております。

○議長（並川和則君）

質疑のほうをまずもってお願いをしたいと思います。

質疑のある方はいらっしゃいますか。

○12番（永尾邦忠君）

提案者にご質問ですけれども、2月2日の提出とは若干違っておりますけ

れども、今、裁判にかかわりのない部分のことを聞くというふうにおっしゃいましたけれども、機種選定の経過に関する事項、入札から業者決定に関する事項について、もし質問されるとするならば、どの程度の質問なのか。多分私が考えるには、この経過については、業者の説明が入ったりとか金額の部分が入ってきたりとか、裁判にかかわる部分がかかり出てくるとは思うんですが、お考えをお聞かせください。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

ご存じのとおり、このJFEと組合の裁判は、運転業務に関する損害賠償の裁判でございます。この百条委員会に関しては、組合の内部、事務処理に関する調査でありますし、これは百条委員会を設置していただくならば、この権限は他に関係する部署に関して招集をして事情を聞くこともできるし、証人として調査をすることができることはわかっておりますけれども、先ほど言いますように、用役費とか覚書、そういうことに関しては機種の問題は入っておりません。例の1年に5億8,700万円等でやる予定の用役費、それから管理業務が、現在11億円余りの金がかかっていると。そのことのみで損害賠償請求の裁判をやっているわけでございますから、機種の選定と入札に関しては、それぞれの、例えば先ほど言いましたように、新日本製鐵、日本一の企業でございますけれども、こういう企業がどういう経過で、キルン式とかサーモセレクト式とか、色んな方式がガス融合施設にあるわけで、これがどういう経過を経だって、こういう策定をしながらこの形になったのかなということでもありますから、このJFEだけじゃなくて、そういうキルン式とか流動床式とかサーモセレクト式とかシャフト式とかいうやつも勉強させてもらい、この値段が妥当であったのか、それから、これが入札的には正当な行為であったのかどうかの調査であるわけでございますから、裁判に関することに関してはクリアできるだろうと私は思うので提案しているわけでございます。

○議長（並川和則君）

午後5時になりましたら会議時間を延長いたします。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

○7番（松本正則君）

私が思うには、組合議員の選出された方が各市の代表として来られたと思うんですね。そういった判断の中で、この決議を出すという背景の中で、このようなものをお話しをされて、こういうふうな形になった。やはり個々という問題ではないという判断をしたいという考えからしたときに、この決議

を出すという判断をどういう形で、前回は雲仙市のほうでそういう決議を出してくれろということだったということを知っている、それは理解しているんですが、今回は内容が違うという話を聞きましたので、その辺の背景はどうなっているか聞きたいです。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

本日の出している内容は違うことなんですけれども、出す前に、雲仙市の県央県南広域環境組合の調査特別委員会というものがあります。委員長にお願いをして、今までの流れと、そして今回出すこれについてのご理解と説明と、それから議論をして、今回出すこと自体を全会一致で了解して今回提案をしているわけですから、各市の議会の意思は私としてはわかりませんが、雲仙市の議会は全会一致でこういうことの提案をすること自体をご了解いただいておりますので提案している次第でございます。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

ほかになければ、これをもって質疑を終結し討論に入りたいと思います。

○12番（永尾邦忠君）

私はこの決議案に反対の立場で討論をいたします。

現在、組合は施設建設及びごみ処理の運転管理者であるJFEを相手に裁判中である、これが一つの反対の理由でありまして、今の時点で百条調査特別委員会を設置しても、組合のほうが不利な立場になるというふうに想定をされます。

また、8月10日の全員協議会で、担当弁護士から変更覚書についての説明があり、裁判の争点となる影響を考慮すると、得策とは特に思えないというふうに思います。

それから、改良改善工事終了後、機能はほぼ保証されてきているように思われます。がしかし、助燃剤の問題と発電能力の問題が残っておりますが、これらも争点の一つになっておりますし、裁判の進捗状況を待っていききたいというふうに思います。

機種選定についても、何でもたけるという印象を与えた売り込み優先の宣伝文句であり、焼却炉の性能の過大な印象を与えたようにお聞きしますので、その辺も裁判には十分影響してくると思いますので、現段階では百条委員会を設置することは反対をいたします。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。島田議員。

○2番（島田一徳君）

私は賛成の立場で討論をしておきたいと思います。

これはなぜなのかということがずっと言われてきたんです。そして、今日聞きましたら、当時からいる人は一人しかいないと。皆さんそれぞれ定年退職になってみたり、色んな形でお辞めになったようでございます。これをやっぱり風化させない、きちっと市民の前に明らかにするというのは、議会の本旨ではなかろうかというふうに思うんです。

裁判のことが取り沙汰されておりますけれども、機種選定がどういうふうにしてやられたのか、当時の会合がどういう持たれ方をしたのか、これはすべての市民が非常に興味を持っているところであります。ましてや、先ほど来指摘をいたしましたけれども、この溶融炉が本当に国際的にも技術的にも信頼が置けるような技術があるのかどうなのか、極めて疑問があると言わざるを得ません。そういった意味では、そこにいらっしゃる松島さんのところは、旧来の焼却炉で仕事をしていらっしゃいます。もちろん、こういったところにはきちんと必要な装置は設置しておられるだろうというふうに私たちは思っています。今考えなければならぬのは、こういった先進的と言われるような話でありますけれども、特許を取った、開発した企業そのものが維持するために非常にコストが掛る、もうやっちゃいけないということで放棄をしたと。閉鎖をしたような施設だということを私たちは忘れてはならないというふうに思うんです。このまま続けていけば、先ほども申しましたけれども、市民の負担は決して減ることはないだろうということが見て取れます。

ガスは当初の計画の10倍です。電気代は6倍です。薬品代は、考えてごらんください。3,000万円から今は1億3,000万円ですよ。これはすべて経済の損失になるんです。これは税金で賄われることになるんですね。そういったことからすれば、本当にこの機種を選定してよかったのかどうか、私たちは検証する義務があると思います。将来に禍根を残さないためにも、この提案に賛成されることを期待して賛成討論を終わります

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

○11番（小嶋光明君）

私は反対の立場で討論をさせていただきます。

この機種選定をする時期に対して、私も議員としておりましたけれども、この時期にはダイオキシンが前提にあって、この機種じゃないとだめじゃな

いかということで、我々はこの機種を選定したわけですよ。たまたま、その結果がダイオキシンに関しては問題ないと。国の基準よりも1,000分の1ぐらいしか出ていないんだと。それで、選定した分に対してはクリアしておる。ただ、現在燃料費と電気代等に関しての不利益が当組合に授かっているということで裁判中でございますので、この百条を今するべきではないというふうに考えるので、反対討論といたします。

○議長（並川和則君）

他にございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、裁決いたします。

決議案第2号「県央県南クリーンセンターごみ処理施設の調査に関する決議」は、これを原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（並川和則君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

決議案第2号「県央県南クリーンセンターごみ処理施設の調査に関する決議」は、否決と裁決いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

ご異議なしと認めます。これをもって、平成21年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。議員各位のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。議長からお礼を申し上げ閉会のあいさつといたします。どうもお疲れ様でございました。

（午後5時10分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 並川 和則

署名議員 西口 雪夫

署名議員 牟田 央